

令和3年度

定期監査結果報告書
(年間総括)

(一般会計及び特別会計)
(公営企業会計)

令和4年9月

北海道監査委員

令和3年度 定期監査結果報告書（年間総括）

目 次

第1	監査結果報告について	1
第2	監査の概要	
1	監査実施期間及び対象部局	1
2	監査の重点項目	1
3	監査の実施内容	1
4	監査結果の区分	2
5	監査結果と総合所見	2
第3	一般会計及び特別会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数	3
2	項目別の主な監査結果と所見	4
(1)	重点項目に関する事項	4
(2)	不適切な会計処理等に関する事項	7
(3)	収入確保の視点に関する事項	8
(4)	効率性及び有効性の視点に関する事項	9
(5)	合規性の視点に関する事項	10
(6)	公用車による交通事故等に関する事項	14
(7)	物品の損傷等に関する事項	14
第4	公営企業会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数	16
2	項目別の主な監査結果と所見	16
(1)	重点項目に関する事項	16
(2)	不適切な会計処理等に関する事項	17
(3)	合規性の視点に関する事項	17
	(別記1) 項目別監査結果一覧	19
	(別記2) 監査実施部局及び監査実施年月日	36

第1 監査結果報告について

この監査結果報告書は、北海道監査委員監査基準に準拠し実施した令和3年度の定期監査の結果について、是正又は改善等を求めた内容とその部局数をはじめ、指摘事項等の件数の推移などを取りまとめたもので、地方自治法の規定に基づき、議会、知事等に提出し公表するものである。

第2 監査の概要

1 監査実施期間及び対象部局

道の全414部局のうち、一般会計及び特別会計にあつては令和3年11月から令和4年7月までの間に407部局、公営企業会計にあつては令和3年5月から7月までの間に8部局についてそれぞれ監査を実施した。

2 監査の重点項目

監査は、令和3年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点から、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 共通事項

- ア 補助事業及び公の施設の指定管理業務の予算執行管理等について
- イ 経済性について
- ウ 工事（技術）の執行について

(2) 公営企業会計

経営の改善について

3 監査の実施内容

- (1) 全414部局のうち、200部局について実地監査を実施し、214部局について書面監査を実施した。

(単位：部局)

会 計	区 分	本 庁	出 先 機 関 等	監査実施計		
				実地監査	書面監査	
一般会計及び 特別会計	知 事 部 局 (建設部を含む。)	9(9)	53(53)	62(62)	51(15)	11(47)
	各種委員会等事務局	5(5)	—	5(5)	5(5)	—
	教 育 庁	1(1)	269(272)	270(273)	101(46)	169(227)
	警 察 本 部	1(1)	69(69)	70(70)	36(5)	34(65)
	計	16(16)	391(394)	407(410)	193(71)	214(339)
公営企業会計	建 設 部 (公共下水道事業会計及び 流域下水道事業会計)	1(1)	—	1(1)	1(1)	—
	企 業 局 (電気事業会計及び 工業用水道事業会計)	1(1)	—	1(1)	1(1)	—
	道立病院局 (病院事業会計)	1(1)	5(5)	6(6)	6(1)	—(5)
	計	3(3)	5(5)	8(8)	8(3)	—(5)
合 計		19(19)※	396(399)	415(418)※	201(74)※	214(344)

※ 表中では、建設部に対して実施した「一般会計及び特別会計」と「公営企業会計」の実地監査をそれぞれ計上しているため、部局実数は本庁18部局、監査実施414部局、実地監査部局は200部局であり、()内は令和2年度の部局数。

- (2) 実地監査については、部局から監査資料の提出を求めるとともに、部局に赴いて、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類の審査、関係職員に対する聴取を行い、内容を確認した。
- (3) 書面監査については、部局から監査資料、支出（支払）証拠書類その他関係書類の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により実施した。

4 監査結果の区分

監査の結果については、部局別には是正又は改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項、検討事項に区分した。

《指摘事項》

- (1) 法令、条例、規則、通達に違反しているもの
- (2) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (3) 予算を目的外に支出しているもの
- (4) 予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
- (6) 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- (7) 火災事故等が発生しているもの

《指導事項》

指摘事項に該当するもののうち軽易と認められるもの

《検討事項》

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

5 監査結果と総合所見

上記により監査した限り、全414部局のうち316部局で、監査対象となった事務が、総体として適正であると認められるが、98部局では是正、改善又は検討が必要な事項が248件あり、その内訳は、指摘事項91件、指導事項152件及び検討事項5件となっている。

(単位：件)

区 分	是正又は改善 を求めた部局		指摘事項	指導事項	検討事項	計
	年度	部局数				
一般会計及び特別会計	H29	67部局	68	148	—	216
	H30	76部局	79	185	4	268
	R1	62部局	70	92	—	162
	R2	65部局	81	108	3	192
	R3	91部局	86	135	5	226
公 営 企 業 会 計	H29	7部局	6	14	—	20
	H30	7部局	3	16	—	19
	R1	5部局	4	9	—	13
	R2	5部局	5	6	—	11
	R3	8部局	5	17	—	22
計	H29	74部局	74	162	—	236
	H30	83部局	82	201	4	287
	R1	65部局	74	101	—	175
	R2	70部局	86	114	3	203
	R3	99部局	91	152	5	248

※ 表中では、令和2年度から建設部を「一般会計・特別会計」と「公営企業会計」のそれぞれに計上しており、部局実数は、令和2年度は69部局、令和3年度は98部局である。

過去2年間の定期監査は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実地監査から書面監査に大幅に変更した結果、確認書類や聴取に制約があったことなどから、是正等を要する事項の件数が令和元年度は175件、令和2年度は203件であり、平成30年度以前と比較すると少ない傾向であった。

しかし、令和3年度定期監査は、コロナ禍においても、実地監査を計画どおり実施したことや監査の重点項目を明確化したことなどにより、是正等を要する件数は248件であった。

今年度の監査結果の総合所見として、まず、重点項目の一つである「公の施設の指定管理」において、教育庁における指定管理者の選定過程で不正行為があった。この事案については、道教育委員会の第三者委員会において、最終報告が取りまとめられたのち、道としては運用方針の改正など、再発防止策を講じることとされているが、指定管理者の意見も聞くなど実情を踏まえ、選定手続の公平、公正、透明性の確保をはじめ、指定管理者による創意工夫が発揮できる制度の見直しを図るほか、教育庁独自の内部統制の体制を整備する必要がある。

次に、同様に重点項目の「補助事業」において、事務懈怠や内部牽制が十分機能しなかったことによる補助金の過大交付、補助金交付決定の遅延、交付決定を行わず押印のない補助指令書を送付、完成検査の未実施などがあった。

また、「不適切な会計処理等」においては、私費払いや授業料の徴収が適切でないもの、支出負担行為に係る決定書の未作成、障害児福祉手当等の支給遅延、審査や決裁を経ずに許可等を行っているものなどがあった。

こうした「補助事業」の不適切な事務や「不適切な会計処理等」は、過去の監査においても繰り返し是正等を求めてきているが、今年度も多くの指摘事項等があったことは、憂慮する事態である。

これらの事案の再発防止のために、今一度業務における法令等の遵守について組織全体で意識の底上げを図るとともに、特に管理監督の立場にある職員は、部下職員への適切な指導・監督を行うなどの職責の重要性を自覚する必要がある。

さらに、不適切な事案が発生した部局における改善措置にとどまらず、道組織全体で同様の事案を発生させないために、システムやICTの利活用による人為的ミスの防止をはじめ、組織的なチェックを確実に機能させる内部牽制の更なる充実など、組織一丸となった有効な再発防止策の構築を強く求めるものである。

第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

(1) 指摘事項等に係る部局別の件数（令和3年度実績）

(単位：件)

区 分	是正又は改善を求めた部局	指摘事項	指導事項	検討事項	計
知 事 部 局	39部局	48	91	5	144
各種委員会等事務局	2部局	2	2	-	4
教 育 庁	34部局	25	25	-	50
警 察 本 部	16部局	11	17	-	28
計	91部局	86	135	5	226

(2) 指摘事項等の項目別件数の推移

令和元年度から令和3年度までの指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

(単位：件)

項目	指摘事項			指導事項			検討事項			計		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
重点項目			10			14			1			25
補助事業、公の施設の指定管理			5			1			-			6
経済性			4			13			1			18
工事（技術）			1			-			-			1
不適切な会計処理等	8	5	11	-	-	1	-	-	-	8	5	12
公金の亡失	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
収入確保	5	5	5	3	3	3	-	-	-	8	8	8
効率性及び有効性	2	1	(4)-	5	3	(15)2	-	1	(3)2	7	5	(22)4
合規性	22	30	27	53	79	87	-	2	2	75	111	116
交通事故等	1	3	3	24	16	21	-	-	-	25	19	24
公有財産の損傷等	31	34	30	5	5	7	-	-	-	36	39	37
その他	1	2	-	2	2	-	-	-	-	3	4	-
計	70	81	86	92	108	135	-	3	5	162	192	226

※1 重点項目に係る監査結果は令和3年度から具体的項目を設定していることから、令和元年度、2年度の件数は表記なし。

※2 効率性及び有効性の令和元年度、2年度については、経済性を含む。令和3年度の（ ）は、重点項目の経済性を再掲したもの。

2 項目別の主な監査結果と所見

上記第3の1(2)の表中の「項目」ごとに所見及び主な監査結果を記載する。
なお、全ての監査結果は「項目別監査結果一覧」として19頁以降に記載する。

(1) 重点項目に関する事項

重点項目については、全て掲載し、指摘事項、指導事項及び検討事項に区分して掲載する。

ア 補助事業及び公の施設の指定管理業務の予算執行管理等に係る事項

指定管理業務については、協定締結の手續、事業成果の確認が適正に行われ、補助事業については、額の算定や確定、交付方法、時期等を適正に行うなどに留意しなければならない。

しかし、指定管理業務では、教育庁における指定管理者の選定において不正行為があり、補助事業では交付決定の遅延、補助金の過大交付、完成検査の未実施があった。このことから、発生原因である事務懈怠や内部牽制が十分機能しなかったことなどを踏まえた是正又は改善を求めた。

監査結果は、次のとおりである。

《指摘事項》

(7) 青少年体験活動支援施設ネイパルの指定管理者の選定において、指定管理者候補者の公募や選定過程で、教育庁管理職員等が関係法令等に違反した不正行為があった。

また、このことにより、事実確認の調査を行い、改めて選定委員会を開催したため、令和3年度現在で、2件、103万1,000円の支出があった。

指定管理者の選定においては、公正性や公平性が求められるなかで、今般の不正行為は、教育庁管理職員等が関係法令等に違反した重大な事案であるとともに、近年、教育局における就学支援金の支給誤りや、複数の道立学校において授業料に未納を生じさせているものなどの管理職員等による内部牽制が十分でなかった事案等も発生していることを踏まえ、業務が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するために、知事部局や他県が実施している内部統制の取組なども参考に、教育庁独自のリスク管理の体制を整備する必要がある。（教育庁）

- (イ) 補助金の交付事務において、交付申請があったときは、その内容を審査し、決定書を作成して交付決定を行わなければならないが、特段の理由もなく交付決定が遅延しているものが、16件あり、このうち、交付決定を行うことなく押印のない補助指令書を補助事業者に送付しているものが、6件あった。（上川総合振興局）
- (ウ) 老人福祉施設等整備事業補助金において、対象経費とする工事事務費には限度額が定められているが、これを超えた額の工事事務費を対象経費とした実績報告書により額の確定を行ったことから、補助金を過大に交付しているものが、2件、25万2,000円あった。（日高振興局）
- (エ) 民間社会福祉施設整備資金利子補給事業に係る補助金において、補助金の交付申請があったときは、審査等により補助金の交付決定を行わなければならないが、これを行わずに、補助事業者に対して、決裁を受けていない指令文をファクシミリや口頭で通知しているものや、私費により補助金相当額を支払っているものなどが、令和元年度及び令和2年度において、5件、5万446円あった。（十勝総合振興局）
- (オ) 補助金の交付事務において、交付申請があったときは、その内容を審査し、決定書を作成して交付決定を行い、補助指令書により申請者に通知しなければならないが、特段の理由もなく交付決定が遅延し、補助指令書により申請者に通知していないものが、5件あった。（教育庁）

《指導事項》

介護サービス提供基盤等整備事業費補助金において、補助事業に係る建設工事の工事完成届が提出されたときは、当該建設工事の完成検査を行わなければならないが、これを行っていなかった。（空知総合振興局）

イ 経済性に係る事項

最少の経費で最大の効果をもたらす財政運営や経済性の視点に立って監査を実施したところ、18件、約298万円相当の不経済な支出があった。

監査結果は、次のとおりである。

《指摘事項》

- (ア) 河川改修工事に伴う工作物の損失補償契約において、土地所有者の了解が得られているものと錯誤して土地使用者と契約を行い補償費を支払ったことにより、工作物の移動後に土地所有者から工作物の位置を元に戻すための損失補償を求められ、土地所有者にも補償費を支払ったため、不経済となっているものが、2件、108万7,997円相当あった。（上川総合振興局）
- (イ) 除雪委託業務において、必要な業務量を適切に見積った上で作成した仕様書を基に予定価格を定めていれば、競争入札で執行すべき金額となるのに、特段の理由もなく、これを下回る金額を予定価格として随意契約とし、受託者から追加で業務を行いたい旨の協議を受け、変更契約を行い契約金額を増額しているものが、1件、149万9,300円あった。（空知総合振興局）

- (ウ) 物品の購入については、物品の在庫状況を把握して、当該購入等の目的、必要性、数量、時期、予算等について十分検討の上、当該年度内に使用されるものを対象にするとされているが、購入した電話機について、使用せず保管されたままとなっているものが、7台分、10万4,720円あった。(オホーツク総合振興局)
- (エ) タブレット端末等について、出張時に使用するとして購入したが、必要性を十分検討していなかったため、目的とする活用がされておらず、不経済な支出となっているものが、1件、24万7,555円あった。(水産林務部)

《指導事項》

- (ア) 一括することにより競争入札で執行できた契約
一括することにより競争入札で執行できるところ、特段の理由もなく契約を分割し、随意契約の方法により契約を締結しているものがあった。

(単位：件)

部 局 名	契約件数	契 約 内 容
奈井江商業高等学校	2	工事契約
宗谷総合振興局	2	北海道土木工事設計積算システム端末機器の賃貸借契約
函館方面本部	4	工事設計業務委託契約
総 務 部	3	工事契約

- (イ) 分割したことにより見積書の徴取を省略した契約
随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、一括して契約することが可能であったにもかかわらず、1件あたり30万円未満の契約に分割し、見積書の徴取を省略して契約しているものがあった。

(単位：件)

部 局 名	契約件数	契 約 内 容
オホーツク教育局	2	物品購入
帯広警察署	2	駐在所の仮事務所修繕工事
函館方面本部	3	警備業務委託契約
総 務 部	2	工事契約
赤歌警察署	2	工事契約

- (ウ) 役務費の執行において、筆耕した表彰状を受賞対象者の所属する市町へ送付した際、梱包が十分でなかったことから、表彰状が折れ、新たに作成が必要となり再送付したことから、不経済な支出となっているものが、1件、7,083円あった。(オホーツク教育局)
- (エ) 電話料金の支出において、通常は庁舎ごとに一括請求を依頼しているが、同一の庁舎内にある別の回線を一括請求に含めずに分けて支払っていたことから、基本料金の支出が不経済となっているものが、平成29年度から令和3年度までの期間において、1件、6,540円あった。(オホーツク総合振興局)
- (オ) 役務費の執行において、ダイヤル式金庫の暗証番号が不明となったことから、金庫の解錠及び暗証番号の提供を受けたため、不経済な支出となっているものが、1件、1万5,000円あった。(北見児童相談所)
- (カ) 会場借上料の支出において、会議開催準備が整わずに開催を延期したことから、キャンセル料を支払っているものが、1件、1万3,500円あった。(総務部)

《検討事項》

公用車運行管理業務委託において、業務処理要領では、公用車により、職員等の外勤や出張等に係る送迎、センター業務等に伴う入所者等の送迎などを行うこととされているが、実際には、現金払込業務や研修に係る出張など、職員自ら公用車を運転することが可能であるものが全体の9割を超えている状況である。

入所者等の送迎についても、職員による公用車運転などにより対応が可能であることなどを踏まえ、委託業務の必要性について検討する必要がある。

(旭川子ども総合療育センター)

ウ 工事（技術）の執行に係る事項

工事に係る監査は、計画、設計、積算、施工及び事務処理について、技術的な見地からの合規性に重きを置くほか、経済性・効率性・有効性の視点を踏まえた監査を行った結果、積算誤りによる設計金額の過大により契約金額が過大になり、結果として不経済となった事案などがあり、是正又は改善を求めた。

監査結果は、次のとおりである。

《指摘事項》

交通管制センター改修工事において、交通管制システムの機器設定費等の積算に当たり見積書の徴取による設計単価の策定を行う場合は、設計単価策定要領に基づき、見積価格に前年度の実効価格等で算出した査定率を乗じて単価を策定しなければならないが、これを行っていなかったため、設計金額が1,355万2,000円過大となり、契約金額が290万4,000円割高となっていた。

(旭川方面本部)

(2) 不適切な会計処理等に関する事項

道が業務を執行するに当たっては、道民との信頼関係の下、職員一人一人が公務員としての使命と責任を自覚し、法令を遵守して職務を行うとともに、組織的な牽制や業務管理が重要であるが、職員が故意又は重大な過失により法令等の規定に違反して行った又は怠ったもの、予算の執行や財務に関して不適切な事務処理を繰り返し行っているものなど不適切な会計処理等を行ったものとして、特に問題がある。

監査結果は、次のとおりである。

ア 授業料の徴収事務等が適切でない事項

高等学校授業料等について、口座振替が不能となった場合や就学支援金の支給対象外となった場合には、生徒や保護者等から授業料を徴収するための適切な措置を講じなければならないが、納入通知等の手続を行わず授業料に未納を生じさせているものなどがあった。

(単位：名、円)

部 局 名	区分	対象の授業料等	人数	金 額
札幌南陵高等学校	指摘	令和2年度授業料	5	326,700
恵庭北高等学校	指摘	令和元年度から令和3年度授業料	47	3,336,300
北見緑陵高等学校	指摘	令和2年度授業料	1	69,300
札幌白陵高等学校	指摘	平成30年度授業料	5	415,800
札幌琴似工業高等学校	指摘	令和2年度授業料	2	99,000
根室教育局	指摘	高等学校等就学支援金の支給	2	178,200
札幌厚別高等学校	指導	令和2年度授業料	3	39,600

イ 物品の購入の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わず、私費により支払っているものが、

2件、8,926円あった。

また、支出負担行為を行わずに事業を執行し、事後に決定書を作成しているものが、2件、1万2,000円あった。(空知教育局)

ウ 自動車検査証の有効期間が満了後も自動車を使用しようとするときは、継続検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けなければならないが、これを行わないまま公用車を使用しているものがあった。

また、これにより庁舎から自動車整備工場へ搬送するための費用等として、6,430円の支出があった。(胆振総合振興局)

エ 障害児福祉手当等の支給について、町村から認定請求書等が提出された時は、本庁への認定依頼や、手当の支出決定を行わなければならないが、これらの事務を怠ったことから、期日までに支給されなかったものが、67件、430万230円あった。

(釧路総合振興局)

オ 河川法、砂防法等に基づく許認可事務において、許可等を行う場合は、審査や決裁を経なければならないが、それらを経ずに許可等を行っているものが、平成28年度から令和2年度までに81件あり、そのうち、占用料の返還又は徴収を要するものが、28件、3万7,343円あった。

また、出張所から進達を受けて処理していないものが、85件あり、そのうち、占用料の返還又は徴収を要するものが、26件、20万5,854円あった。

さらに、申請者から提出された届出を処理していないものが、196件あった。

これら、362件の許可等に係る書類のうち、承認を得ずに知事印を押印しているものが、76件、申請書原本を廃棄しているものが、160件あった。(後志総合振興局)

カ ネットパトロール等業務委託契約において、支出負担行為の内容を明らかにした決定書を作成の上、契約を締結しなければならないが、これらを行わないまま業務を開始し、事後に契約締結などを行っているものが、1件、505万5,600円あった。

(教育庁)

(3) 収入確保の視点に関する事項

道税収入や道営住宅使用料収入等の税外諸収入について、収入確保に向けた各種の取組を行っているが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図るよう求めるものである。

主な監査結果は、次のとおりである。(指摘事項等の主なものについて記載する。以下、同じ。)

ア 道税収入に係る事項

道税収入については、道と市町村による共同催告や共同徴収、預貯金や給与の差押え、クレジットカード納税やコンビニ納税を推進し、納税者の利便性を図るなどの取り組みを継続し、収入未済の発生防止に努めてきたところであるが、依然として、その額は多額となっている。

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、自主納税の一層の促進と滞納の実態に応じた更なる効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。

(総務部)

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
R3	627,621,831	618,826,842	710,123	8,084,866	98.6
R2	602,377,852	591,591,771	641,977	10,144,104	98.2

イ 税外諸収入に係る事項

税外諸収入のうち、収入未済額が1億円以上のものは、次のとおりである。

(単位：千円、%)

部局名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額		収納率	
					R2	R3	R2	R3
保健福祉部	母子福祉資金貸付金収入等	3,648,052	1,298,541	90,009	2,335,975	2,259,502	34.4	35.6
経済部	中小企業高度化資金貸付金収入等	8,411,986	528,694	4,513	7,906,764	7,878,779	7.0	6.3
水産林務部	林業・木材産業改善資金貸付金収入等	293,266	76,079	12,182	219,862	205,004	27.5	25.9
建設部	道営住宅使用料収入等	5,864,827	5,253,178	49,901	618,959	561,748	89.1	89.6

(4) 効率性及び有効性の視点に関する事項

地方公共団体においては、効率的かつ効果的な行財政の執行が求められており、事務事業の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないことから、実施した事務事業において、コストに見合った成果が上がっていないものや目的に見合った成果が上がっていないものについては、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めた。

主な監査結果は、次のとおりである。

ア 財産に係る事項

道では、行政財産の有効活用を推進するため、「道の庁舎等の余裕敷地に係る行政財産貸付事務取扱要領」を平成23年度に全部改正し、その対象を余裕床まで拡大しており、庁舎等の余裕床については、行政財産貸付制度を踏まえ、積極的に活用することとしている。

道が所有する大阪支所庁舎では、その一部について、道以外の者に対して使用を許可し、使用料等を徴収していたが、令和4年3月末の使用後退去後、空きスペースとなっている。

このため、令和4年度からは、使用料等収入が見込まれないが、この空きスペースに対し、引き続き、年額130万円相当の管理費用を負担する必要がある。

また、当該支所の開設以来、最大12名の職員が常駐していたが、現在は3名体制で執務を行っている。

これらのことから、当該支所における空きスペースを含めた行政財産の有効活用について、使用許可のほか、長期貸付制度により道以外の者に貸し付けることや職員数に応じた執務室の移転、また、それに伴う売却などを含め、速やかに検討する必要がある。
(東京事務所検討事項)

イ 物品に係る事項

道路工事等の実施設計書については、維持補修業務に必要な資料として長期にわたり活用できるよう、マイクロフィルムに撮影したものを保存しているが、予算が措置された範囲内で古いものから順次撮影していることから、現状では、保存年限である

10年を経過した原本を撮影して保存しており、今後も多額の費用がかかる見通しである。

このため、優先的にマイクロフィルムで保存する設計書の工種等を選定することや、文書管理に関する規程改正の動きを踏まえた保存の電子データ化など、効率的な保存方法のあり方について検討する必要がある。（渡島総合振興局（建設部検討事項））

(5) 法規性の視点に関する事項

法令等に従って適正に事務処理を行うことは組織としての基本であり、法規性の視点から監査を実施した結果、法令等に違反している事案などがあった。

この中には、基本的な事務処理の誤りなど、過去数年にわたり是正又は改善を求めている事項と同様の事案が多数あり、その多くは、職員の失念・不注意や関係法令等の理解不足、内部牽制の不十分さなどに起因するものである。

法令等に従わずに行った事務処理により、結果的に道に不要な支出が生じること、あるいは、小さな誤りが道政に対する信頼を失わせる重大な事件・事故につながることを防ぐためにも、職員は業務に係る基本的な法令等について理解を深めるとともに、管理監督の立場にある職員は、業務進行管理の徹底やチェック機能の強化など、内部牽制を十分に機能させることに努める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

ア 予算に係る事項

委託契約において、予定価格の決定は、年度開始前に行うことができないこととされているが、年度開始前に予定価格の決定を行っているものが、2件、924万円あった。

(単位：円)

部 局 名	契 約 名	金 額
原子力環境センター	機器移設等業務委託契約	7,260,000
総 務 部	給与支給関連帳票仕分け業務委託契約	1,980,000

イ 収入に係る事項

収入証紙が貼付された申請書を受理したときは、あらかじめ命じられた職員が消印しなければならないが、これを行っていないものが、680件、464万250円分あった。

また、併せて、収入証紙貼付申請書処理簿に、貼付額等の所要事項を記載しなければならないが、これを行っていないものが、21件、15万2,550円分あった。

さらに、申請書に貼付された収入証紙の取扱状況については、一月分毎に確認し、取扱件数等の確認結果を報告しなければならないが、これを行っていなかった。

(保健福祉部)

ウ 支出に係る事項

- (7) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、7名分、26万1,500円あった。

また、時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員には、時間外勤務手当を支給しなければならないが、時間外勤務の実態があるにもかかわらず、時間外勤務命令を行っていなかったことから、未支給となっているものが、令和元年度及び令和2年度において、延べ36名分、1,293万6,891円、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えた時間について、手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、2名分、1万4,968円、週休日の勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を誤ったことから、未支給となっているものが、1名分、756円あった。

さらに、夜間勤務手当において、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前

5時までの間に勤務する職員には、夜間勤務手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、2名分、3,332円、狂犬病予防員である職員が、犬の殺処分作業に従事したときは、当該職員に対して特殊勤務手当を支給することとなるが、当該手当を支給していないものが、1件、180円あった。

[管理職員特別勤務手当] (単位：名、円)

部 局 名	人数	未支給額
宗 谷 総 合 振 興 局	5	225,500
オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局	2	36,000
計	7	261,500

[時間外勤務手当] (単位：名、円)

部 局 名	人数	未支給額
農 業 大 学 校	延べ36	12,936,891
オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局	3	15,724
計	延べ39	12,952,615

[夜間勤務手当、特殊勤務手当] (単位：名、円)

部 局 名	人数	夜間勤務手当 未支給額	人数	特殊勤務手当 未支給額
オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局	2	3,332	1	180

- (イ) 会計年度任用職員の任用については、任用決定の上、辞令を交付して行うこととされているが、これらを行わずに業務を行わせているものが、1名分、7万8,939円あった。(旭川子ども総合療育センター)
- (ウ) 庁舎清掃業務委託において、業務処理要領では、開庁日に指定場所の清掃作業を行うこととしているが、未実施の箇所があるにもかかわらず、委託料を支払っているものが、8件、11万256円相当あった。(釧路児童相談所)
- (エ) 道が有償で借り受けている駐車場について、契約に定める道の車両以外が一部使用しているにもかかわらず、必要な手続を行わなかったことから、国の機関が負担すべき経費を支出しているものが、平成30年度から令和3年度までの期間において、2件、139万7,184円あった。(釧路方面本部)
- (オ) 前渡資金による私費立替金の支払について、職員がクレジットカードを使用し、私費立替払を行った場合は、請求書にクレジットカード利用代金明細書の写しを添付して請求しなければならないが、この提出を受けずに支払っているものが、1件、9万6,360円あった。(千歳警察署)
- (カ) 報償費及び旅費の執行において、講師に対する謝金等の支出手続きの確認を怠ったため未払となり、令和3年度予算で支出すべきところを令和4年度予算で支出しているものが、2名分、5万8,080円あった。(総合政策部)
- (キ) 講師謝金に係る報償費を支出しようとするときは、その内容を明らかにした決定書によって、支出負担行為の決定をしなければならず、その決定書には講師となることについての本人の所属する団体等からの承諾書や本人の経歴書などを添付しなければならないが、事後に作成した決定書により支出しているものや、決定書に承諾書等を添付していないものが、42件、237万8,350円あった。(江差高等看護学校)

エ 契約に係る事項

- (ア) 機器等保守点検業務契約において、1件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成してい

ないものがあった。

なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。

(原子力環境センター)

- (イ) スクールバス運転等業務委託の一般競争入札において、最低制限価格を設ける場合は、関係部長等が最低制限価格の設定の基準を定め、出納局長と協議することとされているが、これを行うことなく最低制限価格を設定しているものがあった。
(釧路養護学校)

- (ウ) 物品の賃貸借契約において、年度開始前に長期継続契約を締結する場合には、入札執行日及び契約締結日は、翌年度の歳出予算の配当予定額を含む予算案が議会に提案される予定日以後としなければならないが、それ以前に入札を執行し、契約を締結しているものが、20件、4,706万6,400円あった。

(単位：件、円)

部 局 名	件 数	契約金額
留 萌 振 興 局	17	38,367,600
出 納 局	3	8,698,800
計	20	47,066,400

- (エ) 高等学校トイレ改修工事において、仮設工事で使用することが指定されていた敷き鉄板について、工事を施工する際に使用しなかったにもかかわらず、設計変更を行わなかったことから、請負代金を過大に支出しているものが、1件、49万5,000円あった。
(根室教育局)

- (オ) 被留置者等に支給する食事の単価契約において、入札書に記載する金額を消費税等相当額込として入札公告するところ、誤って消費税等相当額抜きとしたことから、入札公告と相違する内容で落札決定し、契約締結しているものが、1件、127万7,200円あった。
(岩見沢警察署)

- (カ) 同一種類の契約が2以上あり、これら契約の予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に規定する総務大臣の定める額以上となるときは、当該政令に定められた契約手続を行わなければならないが、複写機の賃貸借契約において、この額以上となることが明らかであったにもかかわらず、この手続を行わずに競争入札に付しているものが、1件、4,784万1,422円あった。
(オホーツク総合振興局)

- (キ) 一品の市場価格が30万円以上の備品の購入において、銘柄を特定しなければ契約の目的を達成することができない場合には、当該物品を必要とする理由等を明らかにした理由書を作成し、物品購入決定書に添付することとされているが、これを作成していないものが、1件、85万8,000円あった。
(オホーツク総合振興局)

- (ク) 工事の請負契約の契約保証金については、契約の相手方が当該契約を履行しない場合には契約保証金に相当する額の損害金を支払う旨を契約書で定めることを理由として、その納付を免除することはできないが、これをできるものとして免除しているものが、1件、63万8,000円相当あった。
(オホーツク総合振興局)

- (ケ) 庁舎内外清掃業務委託契約において、業務量を誤って予定価格を積算し、最低制限価格を高く設定したことから、落札とすべき者を失格としているものが、1件、1,167万8,040円あった。
(図書館)

- (コ) 精神障がい者地域生活支援事業委託業務契約において、予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積

算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、14万2,305円あった。（保健福祉部）

- (サ) 携帯電話機器（タブレット端末）導入及び通信サービス提供業務の入札公告等において、落札者の決定方法は、携帯電話機器（タブレット端末）売買代金及び通信サービス利用料金が、それぞれの予定価格の範囲内であって、かつ、最低の入札金額である者とされているが、これらの条件を満たした者がいなかったにもかかわらず、誤って落札者を決定しているものが、1件、2,781万5,387円あった。

また、特定調達契約に係る落札者等の公示において、一般競争入札により落札者を決定したときは、落札金額などを記載し、北海道公報により公示しなければならないが、落札金額の内容を誤って記載し、北海道公報に掲載していた。

（議会事務局）

オ 財産に係る事項

- (ア) 自動販売機設置に係る建物の貸付契約において、予定価格を下回る価格を提示した者と契約を締結したことから、貸付料が過少となっているものが、1件、6万5,466円あった。（奈井江商業高等学校）

- (イ) 庁舎管理者は、公有財産である庁舎を適切に管理するため、防火管理者に消防計画で定めた定期的な防火訓練を行わせなければならないが、これを8年以上実施させていなかった。（札幌道税事務所）

- (ウ) 道有林野の貸付に係る貸付料については、その地域において、価格形成要因が標準的なものと認められる箇所を固定評価地として設定し、その価格を適用して算定するとされており、固定評価地の価格を適用して算定することが適当でない判断される場合は、別に評価するものとされている。

しかし、実際には、固定評価地の価格が、公的調査である地価調査等によって評価された貸付地の近隣の土地の価格と大きく乖離している場合であっても、そのことを考慮せずに適用し、貸付料を算定している状況にある。

算定に当たって、どのような場合に固定評価地の価格を適用することが適当でない判断されるのかが示されていないことから、各総合振興局等に対し、これを具体的に示すなど、その取扱いについて検討する必要がある。

（後志総合振興局（水産林務部検討事項））

- (エ) 職員公宅等に設置されている浄化槽の管理について、浄化槽管理者は、法令等で保守点検及び清掃を行い、その結果を記録し、保存しなければならないとされているが、浄化槽管理者である道は、その実施箇所、実施状況等を把握しておらず、浄化槽管理者としての責務を果たしていない状況である。

また、道は、公宅入居者で構成する自治会に費用を負担させ、浄化槽の保守点検等を実施させているが、その負担については、入居者のしおりに示されているものの、費用負担の根拠が明確にされていないことなどから、警察など公宅管理部局により取扱いが異なっている。

これらのことから、道は、浄化槽管理者の責務として保守点検等の実施の手続きや実施状況の把握を適切に行うとともに、公宅入居者による費用負担については、根拠の整備なども含め、統一的な取扱いとなるよう検討する必要がある。

（総務部検討事項）

カ 物品に係る事項

物品を売り払うときは、不用決定を行った上で、売払いの決定を行わなければならないが、さらに、物品を引き渡すときは、売払代金を完納させなければならないが、これ

らの決定を行わず、代金を受領しないまま公用車の引渡しを行っているものがあった。
(渡島総合振興局)

(6) 公用車による交通事故等に関する事項

道においては、交通事故の撲滅を目指しているところであり、職員に対しては、飲酒運転の根絶はもとより、公用車に限らず、自家用車の使用にあつての安全運転の励行、事故防止についての注意喚起を行うとともに、職場研修の実施などの取組を行っている。

しかし、依然として公用車による多くの交通事故が発生しており、その結果、多額の修繕費用や免許条件違反により保険対象とならなかったことから賠償金を支出しているものがあった。

また、交通事故以外にも管理瑕疵などによる事故の発生により、賠償金等の支出が発生していることから、交通事故や管理瑕疵などによる事故の防止等について、今後も職員に対する注意喚起や職場研修の実施などの取組を一層進める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

ア 公用車による交通事故に係る事項

公用車による交通事故のうち、賠償金、修繕費用等として、1件10万円以上の支出のあった部局は19部局、その支出の合計は、138件、4,090万6,326円であり、うち全損により公用車1台の廃車があった。

賠償金、修繕費用等として、1件、100万円以上の支出を含む部局や免許条件違反のため賠償金があった部局は、次のとおりである。

[賠償金、修繕費用等の合計] (単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額
警 察 本 部	91	30,323,787
水 産 林 務 部	1	465,152
計	92	30,788,939

※1 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び警察署を含む。

※2 賠償金、修繕費用等の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の交通事故のほか、1件、10万円以上の交通事故に係る件数及び金額を含む。

イ 行政事故等に係る事項

道立学校において、授業中に生徒を負傷させる事故が発生し、平成30年から令和3年までに、賠償金として、4件、128万8,318円の支出があった。(教育庁)

(7) 物品の損傷等に関する事項

道が管理する物品については、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないが、損傷等が発生しているものがあった。

また、公用車において、損傷等の発生年月日や発生場所が不明で、損傷した経緯が特定できないものが多数あった。

これらの物品の損傷による多額の修繕費用の支出や物品の亡失は、職員がその管理等に十分な注意を払うことなどにより、発生を防ぐことが可能であったと考えられるため、職員に対し、物品の適切な管理や使用について徹底する必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

ア 物品の損傷に係る事項

物品の損傷が発生し、修繕費用等として、合計額が5,000円以上の支出のあった

部局は計28部局、その支出の合計は、60件、684万6,761円であった。

このうち、修繕費用等として、合計額が5万円以上の支出のあった部局は、計21部局あり、その部局は、次のとおりである。

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品
小樽高等支援学校	1	80,960	パーソナルコンピュータ
宗谷総合振興局	1	54,868	公用車
遠軽高等学校	1	61,600	パーソナルコンピュータ
胆振教育局	1	66,880	公用車
旭川方面本部	2	534,820	車載式速度測定装置
後志教育局	1	102,872	公用車
上川総合振興局	6	403,040	公用車
千歳高等支援学校	1	66,223	公用車
檜山振興局	3	317,552	公用車
胆振総合振興局	3	301,444	パーソナルコンピュータ、公用車、ドローン
釧路総合振興局	7	599,583	公用車、パーソナルコンピュータ
日高振興局	2	86,218	ドローン、公用車
帯広警察署	1	65,120	可搬式速度測定装置
根室振興局	2	302,988	パーソナルコンピュータ、公用車
空知総合振興局	5	1,877,738	公用車
北警察署	1	75,240	プリンター
渡島総合振興局	4	404,360	公用車、携帯電話
根室教育局	2	145,750	公用車
オホーツク総合振興局	4	487,722	公用車
警察本部	3	579,040	車載式速度測定装置、トロンボーン
大沼学園	1	85,932	油圧ショベル
計	52	6,699,950	

イ 物品の亡失に係る事項

物品の亡失が計9部局で発生しており、その部局は、次のとおりである。

部 局 名	亡 失 物 品	部 局 名	亡 失 物 品
函館聾学校	電子キー	興部警察署	USBメモリ
美幌高等学校	電子キー等	警察本部	共通乗車券
旭川永嶺高等学校	電子キー	水産林務部	ドローン
小樽水産高等学校	自動体外式除細動器(AED)	議会事務局	絵画等
胆振総合振興局	デジタルカメラ		

第4 公営企業会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

(1) 指摘事項等に係る部局別の件数（令和3年度実績）

（単位：件）

区 分	是正又は改善を求めた部局	指摘事項	指導事項	検討事項	計
建設部 （公共下水道事業会計及び 流域下水道事業会計）	1部局	2	2	-	4
企業局 （電気事業会計及び 工業用水道事業会計）	1部局	-	3	-	3
道立病院局 （病院事業会計）	6部局	3	12	-	15
計	8部局	5	17	-	22

(2) 指摘事項等の項目別件数の推移

令和元年度から令和3年度までの指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

（単位：件）

項 目	指摘事項			指導事項			検討事項			計		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
重点項目（経営改善）	/	/	3	/	/	-	/	/	-	/	/	3
経営に係る事業の管理	2	4	(3)-	-	-	-	-	-	-	2	4	(3)-
不適切な会計処理等	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
合 規 性	1	1	1	7	5	15	-	-	-	8	6	16
交 通 事 故 等	-	-	-	2	1	2	-	-	-	2	1	2
物 品 の 損 傷 等	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
計	4	5	5	9	6	17	-	-	-	13	11	22

※1 重点項目に係る監査結果は令和3年度から具体的項目を設定していることから、令和元年度及び2年度の件数は表記なし。

※2 令和3年度の（ ）は、重点項目の経営に係る事業の管理を再掲したものの。

2 項目別の主な監査結果と所見

上記第4の1（2）の表中の「項目」ごとに所見及び主な監査結果を記載する。

(1) 重点項目に関する事項

重点項目については、全て指摘事項であり、その内容を掲載する。

経営の改善に係る事項

経営改善に向けた取組が行われているかについて留意して監査を実施した。

公共下水道事業においては、大規模事業場の使用開始などにより下水道料金収入が増加したほか、病院事業においては、収益の確保のためのホームページの全面リニューアルの実施や、昨年度に引き続き、社会福祉士等の新たな職種を追加配置して経営基盤の強化を図るなどにより、一部改善されている事項もあるが、公共下水道事業、流域下水道事業及び病院事業の経営については、当年度純損失が生じており、未処理欠損金が多額となっていることから、引き続き経営の効率化を図り、適切な事業運営と経営改善に努める必要がある。

監査結果は、次のとおりである。

《指摘事項》

- ア 公共下水道事業の経営については、当年度の純損失が2億7,855万411円、未処理欠損金は105億8,829万8,363円と厳しい状況にあるため、北海道下水道事業経営戦略に基づき、経営の改善を図る必要がある。(建設部)
- イ 流域下水道事業の経営については、当年度の純損失が1億8,571万3,676円、未処理欠損金は4億242万4,964円となったことから、北海道下水道事業経営戦略に基づき、経営の改善を図る必要がある。(建設部)
- ウ 病院事業の経営については、当年度の純損失が2億789万1,982円となり、未処理欠損金は542億1,616万5,099円に増加し、依然として多額であることなど、極めて厳しい状況にあるため、北海道病院事業改革推進プランに基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。(道立病院局)

(2) 不適切な会計処理等に関する事項

道が業務を執行するに当たっては、道民との信頼関係の下、職員一人一人が公務員としての使命と責任を自覚し、法令を遵守して職務を行うとともに、組織的な牽制や業務管理が重要であるが、職員が故意又は重大な過失により法令等の規定に違反して行った又は怠ったもの、予算の執行や財務に関して不適切な事務処理を繰り返し行っているものなど不適切な会計処理等を行ったものとして、特に問題がある。

監査結果は、次のとおりである。

緊急かつ予期しない経費として報償費を資金前渡するに当たり、銀行において、現金の出金ではなく、誤って収入証紙を購入したため、上司に報告することなく報償費の支出決定書を廃案にするとともに、収入証紙の購入決定書を遡って作成し決裁を受けた。

また、誤って購入した収入証紙の一部が使用する見込みのない金種と考え、1件、5,000円について、職員個人で還付手続を行い、個人口座に同額の還付を受けた上、別の金種の収入証紙を自ら購入し、所属の金庫に保管した。

さらに、別途、新たに報償費の支出決定書の決裁を受けたが、支出する際に科目を誤って役務費としていた。(子ども総合医療・療育センター)

(3) 法規性の視点に関する事項

法令等に従って適正に事務処理を行うことは組織としての基本であり、法規性の視点から監査を実施した結果、法令等に違反している事案などがあった。

この中には、基本的な事務処理や会計経理の誤りなど、過去において是正又は改善を求めた事項と同様の事案があり、多くの場合は、職員の失念・不注意や関係法令等の理解不足、牽制機能の不十分さなどに起因するものである。

法令等に従わずに行った事務処理により、結果的に道に不要な支出が生じること、あるいは、小さな誤りが道政に対する信頼を失わせる重大な事件・事故につながることを防ぐためにも、職員は業務に係る基本的な法令等について理解を深めるとともに、管理監督の立場にある職員は、業務進行管理の徹底やチェック機能の強化など、内部牽制を十分に機能させることに努める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。(指摘事項について記載する。)

契約に係る事項

契約の予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に規定する総務大臣の定める額以上となるときは、当該政令に定められた契約手続を行わなければならないが、物品の購入契約において、この手続を行わずに契約を締結しているものが、1件、1億6,786万9,570円あった。(子ども総合医療・療育センター)

(別記1) 項目別監査結果一覧

全ての指摘事項、指導事項及び検討事項を「第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果」及び「第4 公営企業会計に係る定期監査結果」の項目別により整理した。

【第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果】

(1) 重点項目に関する事項

監査結果の項目別区分		部 局 名
ア	補助事業及び公の施設の指定管理業務の予算執行管理等に係る事項	
	《指摘事項》	
	(ア) 青少年体験活動支援施設ネイパルの指定管理者の選定において、指定管理者候補者の公募や選定過程で、教育庁管理職員等が関係法令等に違反した不正行為があった。 また、このことにより、事実確認の調査を行い、改めて選定委員会を開催したため、令和3年度現在で、2件、103万1,000円の支出があった。 指定管理者の選定においては、公正性や公平性が求められるなかで、今般の不正行為は、教育庁管理職員等が関係法令等に違反した重大な事案であるとともに、近年、教育局における就学支援金の支給誤りや、複数の道立学校において授業料に未納を生じさせているものなどの管理職員等による内部牽制が十分でなかった事案等も発生していることを踏まえ、業務が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するために、知事部局や他県が実施している内部統制の取組なども参考に、教育庁独自のリスク管理の体制を整備する必要がある。	教育庁
	(イ) 補助金の交付事務において、交付申請があったときは、その内容を審査し、決定書を作成して交付決定を行わなければならないが、特段の理由もなく交付決定が遅延しているものが、16件あり、このうち、交付決定を行うことなく押印のない補助指令書を補助事業者に送付しているものが、6件あった。	上川総合振興局 ※
	(ウ) 老人福祉施設等整備事業補助金において、対象経費とする工事事務費には限度額が定められているが、これを超えた額の工事事務費を対象経費とした実績報告書により額の確定を行ったことから、補助金を過大に交付しているものが、2件、25万2,000円あった。	日高振興局 ※
	(エ) 民間社会福祉施設整備資金利子補給事業に係る補助金において、補助金の交付申請があったときは、審査等により補助金の交付決定を行わなければならないが、これを行わずに、補助事業者に対して、決裁を受けていない指令文をファクシミリや口頭で通知しているものや、私費により補助金相当額を支払っているものなどが、令和元年度及び令和2年度において、5件、5万446円あった。	十勝総合振興局
	(オ) 補助金の交付事務において、交付申請があったときは、その内容を審査し、決定書を作成して交付決定を行い、補助指令書により申請者に通知しなければならないが、特段の理由もなく交付決定が遅延し、補助指令書により申請者に通知していないものが、5件あった。	教育庁
	《指導事項》	
	介護サービス提供基盤等整備事業費補助金において、補助事業に係る建設工事の工事完成届が提出されたときは、当該建設工事の完成検査を行わなければならないが、これを行っていないかった。	空知総合振興局
イ	経済性に係る事項	
	《指摘事項》	
	(ア) 河川改修工事に伴う工作物の損失補償契約において、土地所有者の了解が得られているものと錯誤して土地使用者と契約を行い補償費を支払ったことにより、工作物の移動後に土地所有者から工作物の位置を元に戻すための損失補償を求められ、土地所有者にも補償費を支払ったため、不経済となっているものが、2件、108万7,997円相当あった。	上川総合振興局 ※
	(イ) 除雪委託業務において、必要な業務量を適切に見積った上で作成した仕様書を基に予定価格を定めていれば、競争入札で執行すべき金額となるのに、特段の理由もなく、これを下回る金額を予定価格として随意契約とし、受託者から追加で業務を行いたい旨の協議を受け、変更契約を行い契約金額を増額しているものが、1件、149万9,300円あった。	空知総合振興局
	(ウ) 物品の購入については、物品の在庫状況を把握して、当該購入等の目的、必要性、数量、時期、予算等について十分検討の上、当該年度内に使用されるものを対象にするとされているが、購入した電話機について、使用せず保管されたままとなっているものが、7台分、10万4,720円あった。	オホーツク総合振興局

(エ) タブレット端末等について、出張時に使用すると購入したが、必要性を十分検討していなかったため、目的とする活用がされておらず、不経済な支出となっているものが、1件、24万7,555円あった。

水産林務部

《指導事項》

(7) 一括することにより競争入札で執行できた契約
工事の施行契約等において、一括することにより競争入札で執行できるところ、特段の理由もなく契約を分割し、随意契約の方法により契約を締結しているものがあった。

左表部局名のとおり

(単位：件)

部局名	契約件数	契約内容	備考
奈井江商業高等学校	2	工事契約	※
宗谷総合振興局	2	北海道土木工事設計積算システム 端末機器の賃貸借契約	※
函館方面本部	4	工事設計業務委託契約	
総務部	3	工事契約	

(4) 分割したことにより見積書の徴取を省略した契約
随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、一括して契約することが可能であったにもかかわらず、1件あたり30万円未満の契約に分割し、見積書の徴取を省略して契約しているものがあった。

左表部局名のとおり

(単位：件)

部局名	契約件数	契約内容	備考
オホーツク教育局	2	物品購入	※
帯広警察署	2	駐在所の仮事務所修繕工事	
函館方面本部	3	警備業務委託契約	
総務部	2	工事契約	
赤歌警察署	2	工事契約	

(7) 役務費の執行において、筆耕した表彰状を受賞対象者の所属する市町へ送付した際、梱包が十分でなかったことから、表彰状が折れ、新たに作成が必要となり再送付したことから、不経済な支出となっているものが、1件、7,083円あった。

オホーツク教育局

※

(エ) 電話料金の支出において、通常は庁舎ごとに一括請求を依頼しているが、同一の庁舎内にある別の回線を一括請求に含めずに分けて支払っていたことから、基本料金の支出が不経済となっているものが、平成29年度から令和3年度までの期間において、1件、6,540円あった。

オホーツク総合振興局

(4) 役務費の執行において、ダイヤル式金庫の暗証番号が不明となったことから、金庫の解錠及び暗証番号の提供を受けたため、不経済な支出となっているものが、1件、1万5,000円あった。

北見児童相談所

(カ) 会場借上料の支出において、会議開催準備が整わずに開催を延期したことから、キャンセル料を支払っているものが、1件、1万3,500円あった。

総務部

《検討事項》

公用車運行管理業務委託において、業務処理要領では、公用車により、職員等の外勤や出張等に係る送迎、センター業務等に伴う入所者等の送迎などを行うこととされているが、実際には、現金払込業務や研修に係る出張など、職員自ら公用車を運転することが可能であるものが全体の9割を超えている状況である。
入所者等の送迎についても、職員による公用車運転などにより対応が可能であることなどを踏まえ、委託業務の必要性について検討する必要がある。

旭川子ども総合療育センター

※

ウ 工事（技術）の執行に係る事項

《指摘事項》

交通管制センター改修工事において、交通管制システムの機器設定費等の積算に当たり見積書の徴取による設計単価の策定を行う場合は、設計単価策定要領に基づき、見積価格に前年度の実効価格等で算出した査定率を乗じて単価を策定しなければならないが、これを行っていなかったため、設計金額が1,355万2,000円過大となり、契約金額が290万4,000円割高となっていた。

旭川方面本部

※

※ 令和4年6月14日中間報告により公表済み

(2) 不適切な会計処理等に関する事項

監査結果の項目別区分		部 局 名																																								
《指摘事項》																																										
ア	<p>授業料の徴収事務等が適切でないもの 高等学校授業料等について、口座振替が不能となった場合や就学支援金の支給対象外となった場合には、生徒や保護者等から授業料を徴収するための適切な措置を講じなければならないが、納入通知等の手続を行わず授業料に未納を生じさせているものなどがあった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：名、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>対象の授業料等</th> <th>人数</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌南陵高等学校</td> <td>令和2年度授業料</td> <td>5</td> <td>326,700</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>恵庭北高等学校</td> <td>令和元年度から令和3年度授業料</td> <td>47</td> <td>3,336,300</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>北見緑陵高等学校</td> <td>令和2年度授業料</td> <td>1</td> <td>69,300</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>札幌白陵高等学校</td> <td>平成30年度授業料</td> <td>5</td> <td>415,800</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>札幌琴似工業高等学校</td> <td>令和2年度授業料</td> <td>2</td> <td>99,000</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>根室教育局</td> <td>高等学校等就学支援金の支給</td> <td>2</td> <td>178,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>札幌厚別高等学校</td> <td>令和2年度授業料</td> <td>3</td> <td>39,600</td> <td>(注) ※</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 札幌厚別高等学校については、指導事項。</p>	部局名	対象の授業料等	人数	金額	備考	札幌南陵高等学校	令和2年度授業料	5	326,700	※	恵庭北高等学校	令和元年度から令和3年度授業料	47	3,336,300	※	北見緑陵高等学校	令和2年度授業料	1	69,300	※	札幌白陵高等学校	平成30年度授業料	5	415,800	※	札幌琴似工業高等学校	令和2年度授業料	2	99,000	※	根室教育局	高等学校等就学支援金の支給	2	178,200		札幌厚別高等学校	令和2年度授業料	3	39,600	(注) ※	左表部局名のとおりに
部局名	対象の授業料等	人数	金額	備考																																						
札幌南陵高等学校	令和2年度授業料	5	326,700	※																																						
恵庭北高等学校	令和元年度から令和3年度授業料	47	3,336,300	※																																						
北見緑陵高等学校	令和2年度授業料	1	69,300	※																																						
札幌白陵高等学校	平成30年度授業料	5	415,800	※																																						
札幌琴似工業高等学校	令和2年度授業料	2	99,000	※																																						
根室教育局	高等学校等就学支援金の支給	2	178,200																																							
札幌厚別高等学校	令和2年度授業料	3	39,600	(注) ※																																						
イ	<p>物品の購入の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わず、私費により支払っているものが、2件、8,926円あった。</p> <p>また、支出負担行為を行わずに事業を執行し、事後に決定書を作成しているものが、2件、1万2,000円あった。</p>	空知教育局 ※																																								
ウ	<p>自動車検査証の有効期間が満了後も自動車を使用しようとするときは、継続検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けなければならないが、これを行わないまま公用車を使用しているものがあった。</p> <p>また、これにより庁舎から自動車整備工場へ搬送するための費用等として、6,430円の支出があった。</p>	胆振総合振興局 ※																																								
エ	<p>障害児福祉手当等の支給について、町村から認定請求書等が提出された時は、本庁への認定依頼や、手当の支出決定を行わなければならないが、これらの事務を怠ったことから、期日までに支給されなかったものが、67件、430万230円あった。</p>	釧路総合振興局 ※																																								
オ	<p>河川法、砂防法等に基づく許認可事務において、許可等を行う場合は、審査や決裁を経なければならないが、それらを経ずに許可等を行っているものが、平成28年度から令和2年度までに81件あり、そのうち、占用料の返還又は徴収を要するものが、28件、3万7,343円あった。</p> <p>また、出張所から進達を受けて処理していないものが、85件あり、そのうち、占用料の返還又は徴収を要するものが、26件、20万5,854円あった。</p> <p>さらに、申請者から提出された届出を処理していないものが、196件あった。</p> <p>これら、362件の許可等に係る書類のうち、承認を得ずに知事印を押印しているものが、76件、申請書原本を廃棄しているものが、160件あった。</p>	後志総合振興局																																								
カ	<p>ネットパトロール等業務委託契約において、支出負担行為の内容を明らかにした決定書を作成の上、契約を締結しなければならないが、これらを行わないまま業務を開始し、事後に契約締結などを行っているものが、1件、505万5,600円あった。</p>	教育庁																																								

※ 令和4年6月14日中間報告により公表済み

(3) 収入確保の視点に関する事項

監査結果の項目別区分		部 局 名
《指摘事項》		
収入未済額が1億円以上となっているもの		
ア	道税収入	総務部
	<p>道税収入については、道と市町村による共同催告や共同徴収、預貯金や給与の差押え、クレジットカード納税やコンビニ納税を推進し、納税者の利便性を図るなどの取り組みを継続し、収入未済の発生防止に努めてきたところであるが、依然として、その額は多額となっている。</p> <p>道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、自主納税の一層の促進と滞納の実態に応じた更なる効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。</p>	

イ 税外諸収入		
(7) 母子福祉資金貸付金収入等	母子・寡婦に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、連帯保証人への催告回数を増やすことや過年度未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど、収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	保健福祉部
(4) 中小企業高度化資金貸付金収入等	中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	経済部
(7) 林業・木材産業改善資金貸付金収入等	林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	水産林務部
(エ) 道営住宅使用料収入等	道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴収、退去者に係る未収金収納業務の外部委託、滞納整理事務に係る研修会の開催など収入確保に努めているところであるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	建設部
《指導事項》 収入未済額が1,000万円以上となっているもの（上記指摘事項を除く。） 税外諸収入		
(7) 農業改良資金貸付金収入	農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	農政部
(4) 公立高等学校奨学資金貸付金収入等	公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整理方針を策定し、未納者及び保証人へ催告するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	教育庁
(7) 放置違反金収入	放置違反金については、電話、文書、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与、自動車の差押えなどの滞納処分を積極的に実施するとともに、インターネット公売を活用するなどの徴収対策の強化により、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっていることから、今後とも、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	警察本部

(4) 効率性及び有効性の視点に関する事項

監査結果の項目別区分		部 局 名
ア 契約に係る事項		
《指導事項》		
	電子パンフレット制作委託業務において、委託の成果品である電子原稿をインターネット等を活用して発信するとしていたにもかかわらず、特段の理由もなくこれを行っていなかった。	渡島総合振興局
イ 財産に係る事項		
《指導事項》		
	庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産関係団体と連携した未利用地情報の発信など様々な手法により売却や貸付に取り組んでいるが、依然として処分可能な未利用地が多数あり、引き続き売却等の処分の促進を図る必要がある。	総務部
《検討事項》		
	道では、行政財産の有効活用を推進するため、「道の庁舎等の余裕敷地に係る行政財産貸付事務取扱要領」を平成23年度に全部改正し、その対象を余裕床まで拡大しており、庁舎等の余裕床については、行政財産貸付制度を踏まえ、積極的に活用することとしている。 道が所有する大阪支所庁舎では、その一部について、道以外の者に対して使用を許可し、	東京事務所

<p>使用料等を徴収していたが、令和4年3月末の使用者退去後、空きスペースとなっている。</p> <p>このため、令和4年度からは、使用料等収入が見込まれないが、この空きスペースに対し、引き続き、年額130万円相当の管理費用を負担する必要がある。</p> <p>また、当該支所の開設以来、最大12名の職員が常駐していたが、現在は3名体制で執務を行っている。</p> <p>これらのことから、当該支所における空きスペースを含めた行政財産の有効活用について、使用許可のほか、長期貸付制度により道以外の者に貸し付けることや職員数に応じた執務室の移転、また、それに伴う売却などを含め、速やかに検討する必要がある。</p>	
ウ 物品に係る事項	
<p>《検討事項》</p> <p>道路工事等の実施設計書については、維持補修業務に必要な資料として長期にわたり活用できるよう、マイクロフィルムに撮影したものを保存しているが、予算が措置された範囲内で古いものから順次撮影していることから、現状では、保存年限である10年を経過した原本を撮影して保存しており、今後も多額の費用がかかる見通しである。</p> <p>このため、優先的にマイクロフィルムで保存する設計書の工種等を選定することや、文書管理に関する規程改正の動きを踏まえた保存の電子データ化など、効率的な保存方法のあり方について検討する必要がある。</p>	渡島総合振興局 (建設部検討事項)

(5) 合规性の視点に関する事項

監査結果の項目別区分		部 局 名											
ア 予算に係る事項													
<p>《指摘事項》</p> <p>委託契約において、予定価格の決定は、年度開始前に行うことができないこととされているが、年度開始前に予定価格の決定を行っているものが、2件、924万円あった。</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>契 約 名</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力環境センター</td> <td>機器移設等業務委託契約</td> <td>7,260,000</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>総 務 部</td> <td>給与支給関連帳票仕分け業務委託契約</td> <td>1,980,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	契 約 名	金 額	備 考	原子力環境センター	機器移設等業務委託契約	7,260,000	※	総 務 部	給与支給関連帳票仕分け業務委託契約	1,980,000		左表部局名のとおり
部 局 名	契 約 名	金 額	備 考										
原子力環境センター	機器移設等業務委託契約	7,260,000	※										
総 務 部	給与支給関連帳票仕分け業務委託契約	1,980,000											
イ 収入に係る事項													
<p>《指摘事項》</p> <p>収入証紙が貼付された申請書を受理したときは、あらかじめ命じられた職員が消印しなければならないが、これを行っていないものが、680件、464万250円分あった。</p> <p>また、併せて、収入証紙貼付申請書処理簿に、貼付額等の所要事項を記載しなければならないが、これを行っていないものが、21件、15万2,550円分あった。</p> <p>さらに、申請書に貼付された収入証紙の取扱状況については、一月分ごとに確認し、取扱件数等の確認結果を報告しなければならないが、これを行っていなかった。</p>	保健福祉部												
<p>《指導事項》</p> <p>(7) 督促書等の記載を誤っているもの 授業料納付督促書等には、行政不服審査法に基づく、審査請求期間を記載することとされているが、これを誤って記載しているものがあった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>内 容</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北見北斗高等学校</td> <td>授業料の督促における授業料納付督促書</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>循環資源利用促進税の徴収猶予承認における循環資源利用促進税徴収猶予承認通知書</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	内 容	備 考	北見北斗高等学校	授業料の督促における授業料納付督促書	※	オホーツク総合振興局	循環資源利用促進税の徴収猶予承認における循環資源利用促進税徴収猶予承認通知書		左表部局名のとおり			
部 局 名	内 容	備 考											
北見北斗高等学校	授業料の督促における授業料納付督促書	※											
オホーツク総合振興局	循環資源利用促進税の徴収猶予承認における循環資源利用促進税徴収猶予承認通知書												
<p>(4) 収入取扱員は、現金領収証書の合計金額を訂正してはならないが、合計金額の欄を書き損じたため、これを訂正しているものがあった。</p>	胆振総合振興局 ※												
<p>(9) 長期間催告を行っていないもの 納入義務者が督促状の指定期限までに完納しない場合は、速やかに催告を行い、なお納付がない場合は、文書・電話・訪問等により、毎年度積極的に催告を行わなければならないが、長期間、これを行っていないものがあった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空知総合振興局</td> <td>生活保護費返還金収入等 (また、消滅時効が完成したときは、不納欠損の整理を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。)</td> </tr> <tr> <td>渡島総合振興局</td> <td>児童保護措置費徴収金</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	内 容	空知総合振興局	生活保護費返還金収入等 (また、消滅時効が完成したときは、不納欠損の整理を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。)	渡島総合振興局	児童保護措置費徴収金	左表部局名のとおり						
部 局 名	内 容												
空知総合振興局	生活保護費返還金収入等 (また、消滅時効が完成したときは、不納欠損の整理を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。)												
渡島総合振興局	児童保護措置費徴収金												

(エ) 収入取扱員は、納入義務者から現金の送付を受けたときは、これを収納し、指定金融機関等に払込まなければならないが、文書館所蔵資料の複写サービスの申請手続に伴い、現金により送付された送料を払込みせず、職員自ら当該現金によって送付しているものが、20件、1万244円あった。	総務部
(オ) 懲戒免職に伴い過払いとなった給与の返還金について、納入義務者が履行期限までに完納しないときは、履行期限後30日以内に督促状により、期限を指定して督促しなければならないが、令和2年度の給与過払金について、これを行っていないものがあった。	教育庁

ウ 支出に係る事項

(7) 報酬、職員手当等

《指摘事項》

管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、7名分、26万1,500円あった。

また、時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、時間外勤務手当を支給しなければならないが、時間外勤務の実態があるにもかかわらず、時間外勤務命令を行っていないことから、未支給となっているものが、令和元年度及び令和2年度において、延べ36名分、1,293万6,891円あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えた時間について、手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、2名分、1万4,968円、週休日の勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を誤ったことから、未支給となっているものが、1名分、756円あった。

さらに、夜間勤務手当において、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、夜間勤務手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、2名分、3,332円、狂犬病予防員である職員が、犬の殺処分作業に従事したときは、当該職員に対して特殊勤務手当を支給することとなるが当該手当を支給していないものが、1件、180円あった。

左表部局名のとおり

[管理職員特別勤務手当] (単位：名、円)

部 局 名	人数	未 支 給 額	備考
宗 谷 総 合 振 興 局	5	225,500	※
オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局	2	36,000	
計	7	261,500	

[時間外勤務手当] (単位：名、円)

部 局 名	人数	未 支 給 額	備考
農 業 大 学 校	延べ36	12,936,891	※
オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局	3	15,724	
計	延べ39	12,952,615	

[夜間勤務手当、特殊勤務手当] (単位：名、円)

部 局 名	人数	夜間勤務手当 未支給額	人数	特殊勤務手当 未支給額	備考
オホーツク総合振興局	2	3,332	1	180	

《指導事項》

a 職員手当が過払いとなっているもの

[時間外勤務手当] (単位：名、円)

部 局 名	人数	過払い額	内 容	備考
中央児童相談所	3	34,185	週休日の振替を行ったにもかかわらず、当該週休日の勤務時間に対して時間外勤務手当を支給した。	※
空知総合振興局	1	21,696	時間外勤務手当については、管理職員には支給しないこととされているが、これを支給した。	
議 会 事 務 局	1	5,240	あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えていないにもかかわらず、時間外勤務手当を支給した。	
計	5	61,121		

左表部局名のとおり

b 職員手当が未支給となっているもの																	
<p>(a) 管理職員特別勤務手当の支給について、手当の支給区分を誤ったため、未支給となっているものが、8名分、27,000円あった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：名、円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>人数</th> <th>未 支 給 額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胆 振 総 合 振 興 局</td> <td>2</td> <td>6,500</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>留 萌 振 興 局</td> <td>6</td> <td>20,500</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> <td>27,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	人数	未 支 給 額	備考	胆 振 総 合 振 興 局	2	6,500	※	留 萌 振 興 局	6	20,500	※	計	8	27,000		左表部局名のとおり
部 局 名	人数	未 支 給 額	備考														
胆 振 総 合 振 興 局	2	6,500	※														
留 萌 振 興 局	6	20,500	※														
計	8	27,000															
<p>(b) 管理職員特別勤務手当の支給について、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給することとされているが、未支給となっているものが、3名分、2万1,500円あった。</p>	釧路総合振興局																
<p>(c) 休日勤務手当を支給すべき勤務において、手当の種類を誤ったことから、未支給となっているものが、1名分、1万392円あった。</p>	※																
<p>(d) 休日勤務手当を支給すべき勤務において、手当の種類を誤ったことから、未支給となっているものが、1名分、1万1,008円あった。</p> <p>また、時間外勤務手当を支給すべき勤務において、週休日の取扱いを誤ったことから、未支給となっているものが、1名分、1万円あった。</p>	十勝総合振興局																
<p>(e) 時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員が当該時間に勤務したときは、時間外勤務手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、1名分、3,006円あった。</p> <p>また、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えた時間について時間外勤務手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、1名分、4,808円あった。</p> <p>さらに、夜間勤務手当において、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、夜間勤務手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、1名分、1,803円あった。</p>	空知総合振興局																
<p>(f) 時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えた時間について手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、2名分、1万400円あった。</p>	札幌高等技術専門学院																
<p>(g) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、4名分、2万4,500円あった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：名、円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>人数</th> <th>未 支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 合 政 策 部</td> <td>2</td> <td>10,500</td> </tr> <tr> <td>消 防 学 校</td> <td>2</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4</td> <td>24,500</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	人数	未 支 給 額	総 合 政 策 部	2	10,500	消 防 学 校	2	14,000	計	4	24,500	左表部局名のとおり				
部 局 名	人数	未 支 給 額															
総 合 政 策 部	2	10,500															
消 防 学 校	2	14,000															
計	4	24,500															
<p>(h) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、3名分、2万7,500円あった。</p> <p>また、時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えた時間について時間外勤務手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、1名分、4,960円あった。</p>	環境生活部																
c 職員手当が過払い及び未支給となっているもの																	
<p>(a) 時間外勤務手当の支給において、手当の支給割合などを誤ったため、未支給となっているものが、4名分、3,275円、過払いとなっているものが、1名分、2,664円あった。</p> <p>また、管理職員特別勤務手当の支給において、手当の支給回数を誤ったため、未支給となっているものが、1名分、3,500円あった。</p>	経済部																
<p>(b) 時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えていないにもかかわらず、時間外勤務手当を支給したことから、過払いとなっているものが、2名分、5,856円、1週間の勤務時間を超えていたにもかかわらず、未支給となっているものが、1名分、2,552円あった。</p>	総務部																
<p>(c) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支</p>	建設部																

<p>給となっているものが、2名分、7,000円、6時間を超えていないにもかかわらず支給したことから、過払いとなっているものが、3名分、1万500円あった。</p> <p>また、時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えた時間について手当を支給しなければならないが、100分の25の割合で支給すべき手当が、未支給となっているものが、7名分、2万3,244円、支給割合を誤ったことから、過払いとなっているものが、1名分、482円あった。</p>	
<p>(d) 時間外勤務手当の支給において、再任用短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した場合でも、勤務時間が38時間45分に達するまでは、時間外勤務手当を支給しないこととされているが、誤ってこれを支給したことから、過払いとなっているものが、2名分、8,440円あった。</p> <p>また、時間外勤務手当の支給割合などを誤ったため、未支給となっているものが、6名分、4,869円あった。</p>	水産林務部

(イ) その他

《指摘事項》		
a	<p>会計年度任用職員の任用については、任用決定の上、辞令を交付して行うこととされているが、これらを行わずに業務を行わせているものが、1名分、7万8,939円あった。</p>	旭川子ども総合療育センター ※
b	<p>庁舎清掃業務委託において、業務処理要領では、開庁日に指定場所の清掃作業を行うこととしているが、未実施の箇所があるにもかかわらず、委託料を支払っているものが、8件、11万256円相当あった。</p>	釧路児童相談所 ※
c	<p>講師謝金に係る報償費を支出しようとするときは、その内容を明らかにした決定書によって、支出負担行為の決定をしなければならず、その決定書には講師となることについての本人の所属する団体等からの承諾書や本人の経歴書などを添付しなければならないが、事後に作成した決定書により支出しているものや、決定書に承諾書等を添付していないものが、42件、237万8,350円あった。</p>	江差高等看護学院 ※
d	<p>道が有償で借り受けている駐車場について、契約に定める道の車両以外が一部使用しているにもかかわらず、必要な手続を行わなかったことから、国の機関が負担すべき経費を支出しているものが、平成30年度から令和3年度までの期間において、2件、139万7,184円あった。</p>	釧路方面本部
e	<p>前渡資金による私費立替金の支払について、職員がクレジットカードを使用し、私費立替払を行った場合は、請求書にクレジットカード利用代金明細書の写しを添付して請求しなければならないが、この提出を受けずに支払っているものが、1件、9万6,360円あった。</p>	千歳警察署
f	<p>報償費及び旅費の執行において、講師に対する謝金等の支出手続きの確認を怠ったため未払となり、令和3年度予算で支出すべきところを令和4年度予算で支出しているものが、2名分、5万8,080円あった。</p>	総合政策部

《指導事項》		
a	<p>支払遅延しているもの</p>	
(a)	<p>トイレ清掃業務委託において、委託料は、契約書に基づき、毎月10日までに前月分を支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、1件、14万3,902円あった。</p>	宗谷教育局 ※
(b)	<p>需用費の支出において、書面により支払いの時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を越えて支出しているものが、1件、25万4,342円あった。</p>	宗谷総合振興局 ※
(c)	<p>指定管理業務に係る負担金の支出において、協定に基づき所定の期限までに支払うこととされているが、この期限を越えて支払っているものが、1件、337万7,479円あった。</p>	檜山振興局 ※
(d)	<p>電気料金の支出においては、約款に定める期限までに支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、1件、6万1,891円あり、これにより延滞利息を支出しているものが、362円あった。</p> <p>また、ガス料金の支出においては、約款又は契約書に定める期限までに支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、7件、10万8,514円あった。</p>	釧路総合振興局
(e)	<p>料金後納郵便において、郵便料金の支出は、指定された期日までに支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、1件、14万1,935円あり、これにより遅延利息を支出しているものが、1,409円あった。</p>	※
(f)	<p>部局が入居する建物賃料及び共益費の支払については、契約に基づき毎月25日までに支払うことになっているが、支払が遅延しているものが、1件、159万8,556円あった。</p>	オホーツク総合振興局
(g)	<p>非常勤の委員等に対する報酬については、会議に出席したときの翌月21日ま</p>	総務部

	で支給することとされているが、支給が遅延しているものが、10名分、10万円あった。	
b	会計年度任用職員の有給休暇については、雇用の日から6箇月継続勤務した場合に付与し、以降、1年継続勤務する都度、付与しなければならないが、6箇月継続勤務時に有給休暇を付与した後、1年継続勤務していないにもかかわらず、有給休暇を付与したことから、欠勤を有給休暇として処理し、報酬が過払いとなっているものが、1名分、9,171円あった。	宗谷教育局 ※
c	旅費の支給について、旅行雑費が未支給となっているものが、1名分、1万7,600円あった。	江差高等看護学院 ※
d	自動車の賃貸借契約に係る借上料については、契約に基づき翌月30日までに当該月分を支払うこととなっているが、支出が遅延したことから、翌年度予算で支出しているものが、1件、2万9,480円あった。	水産林務部
エ 契約に係る事項		
(7) 工事契約		
《指摘事項》		
a	高等学校トイレ改修工事において、仮設工事で使用することが指定されていた敷き鉄板について、工事を施工する際に使用しなかったにもかかわらず、設計変更を行わなかったことから、請負代金を過大に支出しているものが、1件、49万5,000円あった。	根室教育局
b	工事の請負契約の契約保証金については、契約の相手方が当該契約を履行しない場合には契約保証金に相当する額の損害金を支払う旨を契約書で定めることを理由として、その納付を免除することはできないが、これをできるものとして免除しているものが、1件、63万8,000円相当あった。	オホーツク総合振興局
《指導事項》		
a	建築工事において、設計図書で当初概数として扱っていない事項は概数として扱わず、設計図書と工事現場の状態との不一致が確認された場合でも概数の確定による設計変更を行うことができないが、当初概数として扱っていないガラスウール等の廃棄物処分料を概数の確定によるものとして設計変更しているものがあった。	空知教育局 ※
b	予定価格調書の作成に当たっては、金額は自書することとされているが、ゴム印により作成していた。 また、予定価格調書は秘密性を保持する必要性から作成後、直ちに封筒に入れ保管しなければならないが、これを行っていないかった。	斜里高等学校 ※
(イ) 委託契約		
《指摘事項》		
a	機器等保守点検業務契約において、1件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。	原子力環境センター ※
b	スクールバス運転等業務委託の一般競争入札において、最低制限価格を設ける場合は、関係部長等が最低制限価格の設定の基準を定め、出納局長と協議することとされているが、これを行うことなく最低制限価格を設定しているものがあった。	釧路養護学校 ※
c	庁舎内外清掃業務委託契約において、業務量を誤って予定価格を積算し、最低制限価格を高く設定したことから、落札とすべき者を失格としているものが、1件、1,167万8,040円あった。	図書館
d	精神障がい者地域生活支援事業委託業務契約において、予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、14万2,305円あった。	保健福祉部
《指導事項》		
a	浄化槽保守点検管理業務委託において、業務処理要領では、水質検査は年1回、10月に管理棟及び牛舎の合併処理浄化槽を対象に実施することとしているが、牛舎分が未実施であったにもかかわらず、委託料を支払っているものが、1件、1万7,416円相当あった。	農業大学校 ※
b	契約書に必要な事項を記載していないもの	
(a)	道立学校ばい煙量等測定検査業務の委託契約において、受託者が検査業務を複数回実施したときは、その都度、委託料を請求することとなっているが、検査ごとに請求すべき金額を契約書に記載していなかった。	石狩教育局 ※
(b)	都市計画法に基づく事務の一部について、総合振興局が実施する業務を管内	上川総合振興局

	の町村に委託する契約を締結するに当たり、遅延利息の割合など契約書に必要な事項を記載していないものがあった。	※																				
	(c) 庁舎清掃業務において、道の物品を供与するときは契約書で定めることとされているが、これを定めていなかった。	空知総合振興局 渡島総合振興局																				
	(d) 長期継続契約を締結するときの契約書には、各年度における予算の範囲内において給付を受けなければならないことから、解除条項を設けることとされているが、清掃委託契約等において、これを設けていなかった。	オホーツク総合振興局																				
c	<p>予定価格の積算に誤りがあり契約金額が割高となっているもの</p> <p>予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、4件、6万7,420円あった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">部 局 名</th> <th style="width: 10%;">件数</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">契 約 名</th> <th style="width: 5%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>留 萌 振 興 局</td> <td>3</td> <td>35,520</td> <td>セミナー開催等の業務委託契約</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>環 境 生 活 部</td> <td>1</td> <td>31,900</td> <td>普及啓発事業に係る委託契約</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>4</td> <td>67,420</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	件数	金 額	契 約 名	備 考	留 萌 振 興 局	3	35,520	セミナー開催等の業務委託契約	※	環 境 生 活 部	1	31,900	普及啓発事業に係る委託契約		計	4	67,420			左表部局名のとおり
部 局 名	件数	金 額	契 約 名	備 考																		
留 萌 振 興 局	3	35,520	セミナー開催等の業務委託契約	※																		
環 境 生 活 部	1	31,900	普及啓発事業に係る委託契約																			
計	4	67,420																				
d	設計委託に係る最低制限価格の算定に当たり、一般管理費を誤ったことから、最低制限価格を高く設定しているものがあった。	釧路方面本部																				
e	業務を委託の方法により執行しようとするときは、当該業務の処理の方法等を定めた委託業務処理要領を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。	渡島総合振興局																				
f	調査業務委託契約に係る予定価格の積算において、人件費を誤って二重に計上したことから、予定価格が過大となっているものが、1件、38万3,123円あった。	総務部																				
g	本庁舎等特別警備業務契約において、本来競争入札に付すべきものを随意契約により行う場合には、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、予定価格を誤って100万円未満としたことから、これを行っていないものがあった。																					
h	請負に属する委託契約については、実績報告書の提出があったときは、速やかに、検査員を定め当該委託契約の履行の確認のための検査を行わせるものとされているが、検査員が指定されておらず、検査を行っていないものがあった。																					
i	電気工作物保安管理業務委託契約において、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、特段の理由もなく1人の者から見積書を徴取し、契約を締結しているものがあった。	経済部																				
(7) その他の契約																						
《指摘事項》																						
a	<p>物品の賃貸借契約において、年度開始前に長期継続契約を締結する場合には、入札執行日及び契約締結日は、翌年度の歳出予算の配当予定額を含む予算案が議会に提案される予定日以後としなければならないが、それ以前に入札を執行し、契約を締結しているものが、20件、4,706万6,400円あった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">部 局 名</th> <th style="width: 10%;">件数</th> <th style="width: 15%;">契 約 金 額</th> <th style="width: 5%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>留 萌 振 興 局</td> <td>17</td> <td>38,367,600</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>出 納 局</td> <td>3</td> <td>8,698,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>20</td> <td>47,066,400</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	件数	契 約 金 額	備 考	留 萌 振 興 局	17	38,367,600	※	出 納 局	3	8,698,800		計	20	47,066,400		左表部局名のとおり				
部 局 名	件数	契 約 金 額	備 考																			
留 萌 振 興 局	17	38,367,600	※																			
出 納 局	3	8,698,800																				
計	20	47,066,400																				
b	被留置者等に支給する食事の単価契約において、入札書に記載する金額を消費税等相当額込として入札公告するところ、誤って消費税等相当額抜きとしたことから、入札公告と相違する内容で落札決定し、契約締結しているものが、1件、127万7,200円あった。	岩見沢警察署																				
c	同一種類の契約が2以上あり、これら契約の予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に規定する総務大臣の定める額以上となるときは、当該政令に定められた契約手続を行わなければならないが、複写機の賃貸借契約において、この額以上となることが明らかであったにもかかわらず、この手続を行わずに競争入札に付しているものが、1件、4,784万1,422円あった。	オホーツク総合振興局																				
d	一品の市場価格が30万円以上の備品の購入において、銘柄を特定しなければ契約の目的を達成することができない場合には、当該物品を必要とする理由等を明らかにした理由書を作成し、物品購入決定書に添付することとされているが、これを作成していないものが、1件、85万8,000円あった。																					

e	<p>携帯電話機器（タブレット端末）導入及び通信サービス提供業務の入札公告等において、落札者の決定方法は、携帯電話機器（タブレット端末）売買代金及び通信サービス利用料金が、それぞれの予定価格の範囲内であって、かつ、最低の入札金額である者とされているが、これらの条件を満たした者がいなかったにもかかわらず、誤って落札者を決定しているものが、1件、2,781万5,387円あった。</p> <p>また、特定調達契約に係る落札者等の公示において、一般競争入札により落札者を決定したときは、落札金額などを記載し、北海道公報により公示しなければならないが、落札金額の内容を誤って記載し、北海道公報に掲載していた。</p>	議会議務局
---	---	-------

《指導事項》								
a	<p>ボイラー定期性能検査整備工事に係る随意契約において、予定価格が30万円未満のものなどを除き、2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、積算に用いた労務数量を誤って算出したことから、予定価格が30万円未満となり、1人の者からのみ見積書を徴取しているものがあった。</p>	豊富高等学校 ※						
b	<p>物品運送業務に係る単価契約において、支店長が見積書提出の権限を有していることを確認することなく、支店長を代理人とする委任状がないことを理由に、有効な見積書を無効としているものがあった。</p>	石狩教育局 ※						
c	<p>検査員以外の者が検査を行っているものなど</p> <p>(a) 物品購入等の契約における履行確認検査については、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定して検査を行うこととされているが、暖房用燃料の納品検査において、検査員に指定されていない契約事務担当職員が検査を行っているものがあった。</p> <p>(b) 物品購入等の契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が検査を行っているものがあった。</p> <p>また、検査は、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定して行うこととされているが、検査員に指定されていない契約事務担当職員が検査を行っているものがあった。</p> <p>(c) 物品購入等の契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が検査を行っているものがあった。</p> <p>(d) 物品購入契約における納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととされているが、検査当日に休暇中の職員が検査を行ったとしているものがあった。</p>	室蘭高等技術専門学院 札幌高等技術専門学院 経済部 保健福祉部						
d	<p>予定価格調書の作成において、誤った金額を記載しているものがあった。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>契 約 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中 央 警 察 署</td> <td>物品購入契約</td> </tr> <tr> <td>農 政 部</td> <td>茎葉処理機売買契約</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	契 約 名	中 央 警 察 署	物品購入契約	農 政 部	茎葉処理機売買契約	左表部局名のとおり
部 局 名	契 約 名							
中 央 警 察 署	物品購入契約							
農 政 部	茎葉処理機売買契約							
e	<p>生乳の売払いにおいて、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。</p>	標茶高等学校						
f	<p>物品の借入に当たっては、検査員を指定し、当該借入物品の種類及び数量について検査を行うとともに、物品受入決定書を作成することなどとされ、また、当該物品につき返還すべき事由が生じたときは、物品払出決定書を作成するとともに、相手方から物品受領書を徴することなどとされているが、これらを行っていないものがあった。</p>	根室高等学校						
g	<p>託送業務の特定調達契約に係る落札者等の公示において、随意契約により相手方を決定したときは、契約の相手方を決定した手続やその理由などを記載し、北海道公報により公示しなければならないが、一般競争入札により落札者を決定したなど、契約手続について誤った事項を記載し、北海道公報に掲載していた。</p>	総務部						
h	<p>補助金を交付した場合には、補助金の額の確定後、その内容を公表することとされているが、これを行っていないものがあった。</p>							
i	<p>職員採用試験等における結果判定業務委託契約において、予定価格が100万円を超えていることから、随意契約を行おうとするときは、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	人事委員会事務局						

オ 財産に係る事項

(7) 公有財産		
《指摘事項》		
a	<p>自動販売機設置に係る建物の貸付契約において、予定価格を下回る価格を提示した者と契約を締結したことから、貸付料が過少となっているものが、1件、6万5,466円あった。</p>	奈井江商業高等学校 ※

b 庁舎管理者は、公有財産である庁舎を適切に管理するため、防火管理者に消防計画で定めた定期的な防火訓練を行わせなければならないが、これを8年以上実施させていなかった。	札幌道税事務所 ※
《指導事項》	
a 壁に設置された警報装置カバーの損傷が発生し、修繕費用として、1件、1万9,800円の支出があった。	旭川方面本部 ※
b 行政財産を道以外の者が使用しようとするときは、あらかじめ、行政財産使用許可申請書を提出させ、その内容を審査の上、使用を許可しなければならないが、許可の期間の終了後に遡及して許可を行っているものがあった。 また、その結果として、2件、453万420円の使用料の収納が遅延していた。	釧路総合振興局 ※
c 公有財産の管理において、公有財産に増減が生じたときは、遅滞なく公有財産異動報告書に異動の事実を証する書面を添えて、総務部長に報告しなければならないが、これを行っていないものがあった。	図書館 総務部
d 公有財産である道有林野の立木を売り払う場合は、第二種普通財産の取り壊し等により生じた物件とみなし、公有財産から物品への編入手続きを行わなければならないが、これを行わず売り払っていた。	オホーツク総合振興局
《検討事項》	
a 道有林野の貸付に係る貸付料については、その地域において、価格形成要因が標準的なものと認められる箇所を固定評価地として設定し、その価格を適用して算定するとされており、固定評価地の価格を適用して算定することが適当でないとは判断される場合は、別に評価するものとされている。 しかし、実際には、固定評価地の価格が、公的調査である地価調査等によって評価された貸付地の近隣の土地の価格と大きく乖離している場合であっても、そのことを考慮せずに適用し、貸付料を算定している状況にある。 算定に当たって、どのような場合に固定評価地の価格を適用することが適当でないとは判断されるのかが示されていないことから、各総合振興局等に対し、これを具体的に示すなど、その取扱いについて検討する必要がある。	後志総合振興局 (水産林務部検討事項)
b 職員公宅等に設置されている浄化槽の管理について、浄化槽管理者は、法令等で保守点検及び清掃を行い、その結果を記録し、保存しなければならないとされているが、浄化槽管理者である道は、その実施箇所、実施状況等を把握しておらず、浄化槽管理者としての責務を果たしていない状況である。 また、道は、公宅入居者で構成する自治会に費用を負担させ、浄化槽の保守点検等を実施させているが、その負担については、入居者のしおりに示されているものの、費用負担の根拠が明確にされていないことなどから、警察など公宅管理部局により取扱いが異なっている。 これらのことから、道は、浄化槽管理者の責務として保守点検等の実施の手続きや実施状況の把握を適切に行うとともに、公宅入居者による費用負担については、根拠の整備なども含め、統一的な取扱いとなるよう検討する必要がある。	総務部検討事項
(イ) 物品	
《指摘事項》	
物品を売り払うときは、不用決定を行った上で、売払いの決定を行わなければならないが、さらに、物品を引き渡すときは、売払代金を完納させなければならないが、これらの決定を行わず、代金を受領しないまま公用車の引渡しを行っているものがあった。	渡島総合振興局
《指導事項》	
a 学校の理科薬品の管理において、毒劇物等を廃棄しようとするときは、物品不用決定書により不用及び廃棄の決定を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。	札幌丘珠高等学校 ※
b 郵便切手類について、払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、市指定のゴミ袋において、受払いの記録を作成していなかった。	美唄養護学校 ※
c 劇物の管理において、毒劇物等の管理責任者は、受払簿等に薬品の購入年月日、購入数量等を記入し、常に現在量を把握するとともに、月ごとに現在量と受払簿等の数量に不符合がないかについて点検、確認しなければならないが、粒状である劇物を用いて水溶液である劇物を生成し、保存した際に、受払簿等に記入せず、点検、確認をしていないものがあった。	斜里高等学校 ※
d 物品の管理に関する事務を行う職員は、善良な管理者の注意をもってその事務を行わなければならないが、交番の鍵の管理が適切に行われていないものがあった。	釧路警察署
e 被服の貸与において、所属長は、職員に被服を貸与する場合、所属に被服貸	函館中央警察署

	<p>与簿を備付け、必要事項を記入し、常に整理しておかなければならないが、鑑識業務に従事する職員について、貸与簿を作成していないものや貸与被服品目の記載漏れなど、適切に整理していないことから、貸与年月日等を確認できないものがあつた。</p>	函館方面本部
f	<p>公用車の管理において、庁用自動車を使用又は管理する者は、運行の開始前及び終了後に、点検を行うこととされており、運行の開始前に行う日常点検については、日常点検表を使用して実施し、点検結果を点検表に記入捺印の上、整備管理者に報告しなければならないが、点検表が作成されておらず、点検結果が報告されていなかった。</p>	オホーツク総合振興局
g	<p>指定物品については、備品記録票等と現物の突合を行い、指定物品現在高報告書を作成し、会計管理者に提出することとされているが、貸付けしていた指定物品について、廃棄されていたにもかかわらず、現存するものとして報告書に掲載し、貸付契約を締結したままとなっているものがあつた。</p>	水産林務部
(ウ) 現金・保有有価証券		
《指導事項》		
	<p>収入取扱員等が収納した現金を保管する金庫の鍵については、金庫を保有する課等の所属長又は所属長の指示する職員が、施錠可能な場所に保管するなど、厳格に管理しなければならないが、これを行っていないものがあつた。</p>	胆振総合振興局 ※
(エ) 債権・基金		
《指導事項》		
a	<p>行政財産の使用許可に伴う土地使用料債権について、毎会計年度の終了後、債権現在高報告書を作成し、総務部長に提出しなければならないが、これらを行っていないものがあつた。</p>	函館高等技術専門学院 ※
b	<p>就農支援資金貸付金償還金の債権については、毎会計年度の終了後、債権現在高報告書を作成し、総務部長に提出しなければならないが、これらを行っていないものがあつた。</p>	後志総合振興局
c	<p>警察署長は、標識の損傷などにより、道に帰属する債権が発生した場合、債権発生通知書を作成し、方面本部会計課長に提出しなければならないが、これらを行っていないものがあつた。</p>	函館中央警察署
カ 工事（技術）に係る事項		
積算		
《指導事項》		
(ア)	<p>河川工事において、河川土工の積算に当たり、土砂の運搬などの数量を誤って積算したため、設計金額が124万3,000円過大となっていた。</p>	上川総合振興局 ※
(イ)	<p>道路工事において、擁壁工の積算に当たり、冬期工事に必要な防寒養生費等を計上していたところ、大雨に伴い隣接する河川増水により工期が延長となり、翌春にかけての施工となったことから防寒養生費等を一部減じなければならないが、これを行っていないため、設計金額が419万1,000円過大となっていた。</p>	空知総合振興局
(ウ)	<p>公園整備工事において、近接する海岸に設置する消波ブロック製作に係る仮設工の積算に当たり、防寒囲いの数量を誤っていたため、設計金額が292万6,000円過少となっていた。</p>	オホーツク総合振興局
キ 計算証明		
《指導事項》		
(ア)	<p>前渡資金の支払事務において、部長等が指定する職員は、預託に係る預金通帳を保管し、支払事務終了後に内容を確認して結果を書面に記録するとともに、資金前渡員が前渡資金出納計算書等を会計管理者等に提出するときは、あらかじめ、支払証拠書類等により計数及び支払事務の内容を確認することとされているが、これらの事務を部長等が指定する職員以外の者が行っていた。</p>	室蘭児童相談所 ※
(イ)	<p>現金の出納事務に係る部内検査は、検査員を定めて検査をしなければならないが、検査員を定めずに検査を実施しているものがあつた。</p>	後志総合振興局
(ウ)	<p>資金前渡員は、毎月、前渡資金出納計算書を作成し、これに私費立替払がある場合は、立替払一覧表に立替執行職員から提出された請求書及び領収証書又は支払証明書を添付して、支出命令者を経て、会計管理者にこれらを提出しなければならないが、これを行っていないものがあつた。</p>	総務部
(エ)	<p>収入取扱員の所掌する現金の出納事務については、毎年3月31日において、検査員を定めて、部内検査を行うこととされているが、検査対象期間中に取扱いのあつた出納事務について、検査を行っていないものがあつた。</p>	保健福祉部

※ 令和4年6月14日中間報告により公表済み

(6) 公用車による交通事故等に関する事項

監査結果の項目別区分		部 局 名																																																																												
ア 公用車による交通事故																																																																														
《指摘事項》																																																																														
賠償金、修繕費等が、1件100万円以上の支出があるものなど																																																																														
(ア) 公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、91件、3,032万3,787円の支出があった。 なお、全損により、1台の廃車があった。	警察本部																																																																													
(イ) 公用車による交通事故が発生し、本来運転できない車両総重量の車両を運転したため、免許条件違反により保険の対象とならなかったことから、賠償金として、1件、40万516円の支出があった。また、修繕費用として、6万4,636円の支出があった。	水産林務部																																																																													
《指導事項》																																																																														
賠償金、修繕費等が、1件10万円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。） 公用車による交通事故が発生し、修繕費用等として、計17部局で、46件、1,011万7,387円の支出があった。		左表部局名のとおり																																																																												
【修繕費用等の合計】 (単位：件、円)																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>檜 山 教 育 局</td><td>1</td><td>115,777</td><td>※</td></tr> <tr><td>室 蘭 児 童 相 談 所</td><td>1</td><td>149,000</td><td>※</td></tr> <tr><td>宗 谷 総 合 振 興 局</td><td>1</td><td>192,533</td><td>※</td></tr> <tr><td>檜 山 振 興 局</td><td>1</td><td>152,592</td><td>※</td></tr> <tr><td>上 川 総 合 振 興 局</td><td>4</td><td>739,640</td><td>※</td></tr> <tr><td>石 狩 振 興 局</td><td>2</td><td>463,995</td><td>※</td></tr> <tr><td>胆 振 総 合 振 興 局</td><td>5</td><td>1,529,384</td><td>※</td></tr> <tr><td>釧 路 総 合 振 興 局</td><td>3</td><td>822,557</td><td>※</td></tr> <tr><td>日 高 振 興 局</td><td>2</td><td>491,489</td><td>※</td></tr> <tr><td>十 勝 総 合 振 興 局</td><td>5</td><td>848,465</td><td></td></tr> <tr><td>根 室 振 興 局</td><td>1</td><td>176,377</td><td></td></tr> <tr><td>後 志 総 合 振 興 局</td><td>3</td><td>595,023</td><td></td></tr> <tr><td>空 知 総 合 振 興 局</td><td>8</td><td>1,726,258</td><td></td></tr> <tr><td>渡 島 総 合 振 興 局</td><td>4</td><td>1,037,210</td><td></td></tr> <tr><td>オホーツク総合振興局</td><td>3</td><td>767,888</td><td></td></tr> <tr><td>日 高 教 育 局</td><td>1</td><td>196,900</td><td></td></tr> <tr><td>旭 川 児 童 相 談 所</td><td>1</td><td>112,299</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>46</td><td>10,117,387</td><td></td></tr> </tbody> </table>			部 局 名	件数	金 額	備 考	檜 山 教 育 局	1	115,777	※	室 蘭 児 童 相 談 所	1	149,000	※	宗 谷 総 合 振 興 局	1	192,533	※	檜 山 振 興 局	1	152,592	※	上 川 総 合 振 興 局	4	739,640	※	石 狩 振 興 局	2	463,995	※	胆 振 総 合 振 興 局	5	1,529,384	※	釧 路 総 合 振 興 局	3	822,557	※	日 高 振 興 局	2	491,489	※	十 勝 総 合 振 興 局	5	848,465		根 室 振 興 局	1	176,377		後 志 総 合 振 興 局	3	595,023		空 知 総 合 振 興 局	8	1,726,258		渡 島 総 合 振 興 局	4	1,037,210		オホーツク総合振興局	3	767,888		日 高 教 育 局	1	196,900		旭 川 児 童 相 談 所	1	112,299		計	46	10,117,387	
部 局 名	件数		金 額	備 考																																																																										
檜 山 教 育 局	1		115,777	※																																																																										
室 蘭 児 童 相 談 所	1		149,000	※																																																																										
宗 谷 総 合 振 興 局	1		192,533	※																																																																										
檜 山 振 興 局	1		152,592	※																																																																										
上 川 総 合 振 興 局	4		739,640	※																																																																										
石 狩 振 興 局	2		463,995	※																																																																										
胆 振 総 合 振 興 局	5		1,529,384	※																																																																										
釧 路 総 合 振 興 局	3		822,557	※																																																																										
日 高 振 興 局	2		491,489	※																																																																										
十 勝 総 合 振 興 局	5		848,465																																																																											
根 室 振 興 局	1		176,377																																																																											
後 志 総 合 振 興 局	3		595,023																																																																											
空 知 総 合 振 興 局	8		1,726,258																																																																											
渡 島 総 合 振 興 局	4	1,037,210																																																																												
オホーツク総合振興局	3	767,888																																																																												
日 高 教 育 局	1	196,900																																																																												
旭 川 児 童 相 談 所	1	112,299																																																																												
計	46	10,117,387																																																																												
イ 行政事故等																																																																														
《指摘事項》																																																																														
賠償金が、1件100万円以上の支出があるもの 道立学校において、授業中に生徒を負傷させる事故が発生し、平成30年から令和3年までに、賠償金として、4件、128万8,318円の支出があった。		教育庁																																																																												
《指導事項》																																																																														
賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。）																																																																														
(ア) 職務執行中に行政事故が発生し、賠償金として、1件、27万6,792円の支出があった。	石狩教育局 ※																																																																													
(イ) 職務の執行において行政事故が発生し、賠償金として、8件、209万9,316円の支出があった。	警察本部																																																																													
ウ 管理瑕疵																																																																														
《指導事項》																																																																														
賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの																																																																														
(ア) 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、3件、42万7,515円の支出があった。	警察本部																																																																													
(イ) 漁港道路の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、30万5,140円の支出があった。	水産林務部																																																																													

※ 令和4年6月14日中間報告により公表済み

(7) 物品の損傷等に関する事項

監査結果の項目別区分		部 局 名																																																																																																																				
ア 物品の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの																																																																																																																						
<p>《指摘事項》</p> <p>修繕費用等として、合計額が5万円以上の支出があるもの 物品の損傷が発生し、修繕費用等として、計21部局で、52件、669万9,950円の支出があった。</p> <p>【修繕費用等の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> <th>損 傷 物 品</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>小樽高等支援学校</td><td>1</td><td>80,960</td><td>パーソナルコンピュータ</td><td>※</td></tr> <tr><td>宗谷総合振興局</td><td>1</td><td>54,868</td><td>公用車</td><td>※</td></tr> <tr><td>遠軽高等学校</td><td>1</td><td>61,600</td><td>パーソナルコンピュータ</td><td>※</td></tr> <tr><td>胆振教育局</td><td>1</td><td>66,880</td><td>公用車</td><td>※</td></tr> <tr><td>旭川方面本部</td><td>2</td><td>534,820</td><td>車載式速度測定装置</td><td>※</td></tr> <tr><td>後志教育局</td><td>1</td><td>102,872</td><td>公用車</td><td>※</td></tr> <tr><td>上川総合振興局</td><td>6</td><td>403,040</td><td>公用車</td><td>※</td></tr> <tr><td>千歳高等支援学校</td><td>1</td><td>66,223</td><td>公用車</td><td>※</td></tr> <tr><td>檜山振興局</td><td>3</td><td>317,552</td><td>公用車</td><td>※</td></tr> <tr><td>胆振総合振興局</td><td>3</td><td>301,444</td><td>パーソナルコンピュータ、ドローン、公用車</td><td>※</td></tr> <tr><td>釧路総合振興局</td><td>7</td><td>599,583</td><td>公用車、パーソナルコンピュータ</td><td>※</td></tr> <tr><td>日高振興局</td><td>2</td><td>86,218</td><td>ドローン、公用車</td><td>※</td></tr> <tr><td>帯広警察署</td><td>1</td><td>65,120</td><td>可搬式速度測定装置</td><td></td></tr> <tr><td>根室振興局</td><td>2</td><td>302,988</td><td>パーソナルコンピュータ、公用車</td><td></td></tr> <tr><td>空知総合振興局</td><td>5</td><td>1,877,738</td><td>公用車</td><td></td></tr> <tr><td>北警察署</td><td>1</td><td>75,240</td><td>プリンター</td><td></td></tr> <tr><td>渡島総合振興局</td><td>4</td><td>404,360</td><td>公用車、携帯電話</td><td></td></tr> <tr><td>根室教育局</td><td>2</td><td>145,750</td><td>公用車</td><td></td></tr> <tr><td>オホーツク総合振興局</td><td>4</td><td>487,722</td><td>公用車</td><td></td></tr> <tr><td>警察本部</td><td>3</td><td>579,040</td><td>車載式速度測定装置、トロンボーン</td><td></td></tr> <tr><td>大沼学園</td><td>1</td><td>85,932</td><td>油圧ショベル</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>52</td><td>6,699,950</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品	備 考	小樽高等支援学校	1	80,960	パーソナルコンピュータ	※	宗谷総合振興局	1	54,868	公用車	※	遠軽高等学校	1	61,600	パーソナルコンピュータ	※	胆振教育局	1	66,880	公用車	※	旭川方面本部	2	534,820	車載式速度測定装置	※	後志教育局	1	102,872	公用車	※	上川総合振興局	6	403,040	公用車	※	千歳高等支援学校	1	66,223	公用車	※	檜山振興局	3	317,552	公用車	※	胆振総合振興局	3	301,444	パーソナルコンピュータ、ドローン、公用車	※	釧路総合振興局	7	599,583	公用車、パーソナルコンピュータ	※	日高振興局	2	86,218	ドローン、公用車	※	帯広警察署	1	65,120	可搬式速度測定装置		根室振興局	2	302,988	パーソナルコンピュータ、公用車		空知総合振興局	5	1,877,738	公用車		北警察署	1	75,240	プリンター		渡島総合振興局	4	404,360	公用車、携帯電話		根室教育局	2	145,750	公用車		オホーツク総合振興局	4	487,722	公用車		警察本部	3	579,040	車載式速度測定装置、トロンボーン		大沼学園	1	85,932	油圧ショベル		計	52	6,699,950			左表部局名のとおり	
部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品	備 考																																																																																																																		
小樽高等支援学校	1	80,960	パーソナルコンピュータ	※																																																																																																																		
宗谷総合振興局	1	54,868	公用車	※																																																																																																																		
遠軽高等学校	1	61,600	パーソナルコンピュータ	※																																																																																																																		
胆振教育局	1	66,880	公用車	※																																																																																																																		
旭川方面本部	2	534,820	車載式速度測定装置	※																																																																																																																		
後志教育局	1	102,872	公用車	※																																																																																																																		
上川総合振興局	6	403,040	公用車	※																																																																																																																		
千歳高等支援学校	1	66,223	公用車	※																																																																																																																		
檜山振興局	3	317,552	公用車	※																																																																																																																		
胆振総合振興局	3	301,444	パーソナルコンピュータ、ドローン、公用車	※																																																																																																																		
釧路総合振興局	7	599,583	公用車、パーソナルコンピュータ	※																																																																																																																		
日高振興局	2	86,218	ドローン、公用車	※																																																																																																																		
帯広警察署	1	65,120	可搬式速度測定装置																																																																																																																			
根室振興局	2	302,988	パーソナルコンピュータ、公用車																																																																																																																			
空知総合振興局	5	1,877,738	公用車																																																																																																																			
北警察署	1	75,240	プリンター																																																																																																																			
渡島総合振興局	4	404,360	公用車、携帯電話																																																																																																																			
根室教育局	2	145,750	公用車																																																																																																																			
オホーツク総合振興局	4	487,722	公用車																																																																																																																			
警察本部	3	579,040	車載式速度測定装置、トロンボーン																																																																																																																			
大沼学園	1	85,932	油圧ショベル																																																																																																																			
計	52	6,699,950																																																																																																																				
<p>《指導事項》</p> <p>修繕費用等として、合計額が5,000円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。） 物品の損傷が発生し、修繕費用等として、計7部局で、8件、14万6,811円の支出があった。</p> <p>【修繕費用等の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> <th>損 傷 物 品</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>旭川永嶺高等学校</td><td>1</td><td>29,898</td><td>パーソナルコンピュータ</td><td>※</td></tr> <tr><td>名寄警察署</td><td>1</td><td>7,601</td><td>公用車</td><td>※</td></tr> <tr><td>十勝総合振興局</td><td>2</td><td>26,471</td><td>公用車</td><td></td></tr> <tr><td>後志総合振興局</td><td>1</td><td>6,600</td><td>パーソナルコンピュータ</td><td></td></tr> <tr><td>苫小牧警察署</td><td>1</td><td>19,800</td><td>デジタル一眼レフカメラ</td><td></td></tr> <tr><td>釧路教育局</td><td>1</td><td>49,951</td><td>公用車</td><td></td></tr> <tr><td>芦別警察署</td><td>1</td><td>6,490</td><td>公用車</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>8</td><td>146,811</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品	備 考	旭川永嶺高等学校	1	29,898	パーソナルコンピュータ	※	名寄警察署	1	7,601	公用車	※	十勝総合振興局	2	26,471	公用車		後志総合振興局	1	6,600	パーソナルコンピュータ		苫小牧警察署	1	19,800	デジタル一眼レフカメラ		釧路教育局	1	49,951	公用車		芦別警察署	1	6,490	公用車		計	8	146,811			左表部局名のとおり																																																																							
部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品	備 考																																																																																																																		
旭川永嶺高等学校	1	29,898	パーソナルコンピュータ	※																																																																																																																		
名寄警察署	1	7,601	公用車	※																																																																																																																		
十勝総合振興局	2	26,471	公用車																																																																																																																			
後志総合振興局	1	6,600	パーソナルコンピュータ																																																																																																																			
苫小牧警察署	1	19,800	デジタル一眼レフカメラ																																																																																																																			
釧路教育局	1	49,951	公用車																																																																																																																			
芦別警察署	1	6,490	公用車																																																																																																																			
計	8	146,811																																																																																																																				
イ 物品の亡失																																																																																																																						
<p>《指摘事項》</p> <p>物品の亡失が発生した部局が、計9部局あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>亡 失 物 品</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>函館聾学校</td><td>電子キー</td><td>※</td></tr> <tr><td>美幌高等学校</td><td>電子キー等</td><td>(注1) ※</td></tr> <tr><td>旭川永嶺高等学校</td><td>電子キー</td><td>※</td></tr> <tr><td>小樽水産高等学校</td><td>自動体外式除細動器 (AED)</td><td>※</td></tr> <tr><td>胆振総合振興局</td><td>デジタルカメラ</td><td>※</td></tr> <tr><td>興部警察署</td><td>USBメモリ</td><td>(注2) ※</td></tr> <tr><td>警察本部</td><td>共通乗車券</td><td></td></tr> <tr><td>水産林務部</td><td>ドローン</td><td></td></tr> <tr><td>議会事務局</td><td>絵画等</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 亡失により水耕栽培温室の鍵取替工事やキーボックスの購入を行ったことから、2件、2万3,606円の支出があった。 (注2) 紛失した物品の代替品として、新たにUSBメモリを購入し、1件、2,200円の支出があった。</p>		部 局 名	亡 失 物 品	備 考	函館聾学校	電子キー	※	美幌高等学校	電子キー等	(注1) ※	旭川永嶺高等学校	電子キー	※	小樽水産高等学校	自動体外式除細動器 (AED)	※	胆振総合振興局	デジタルカメラ	※	興部警察署	USBメモリ	(注2) ※	警察本部	共通乗車券		水産林務部	ドローン		議会事務局	絵画等		左表部局名のとおり																																																																																						
部 局 名	亡 失 物 品	備 考																																																																																																																				
函館聾学校	電子キー	※																																																																																																																				
美幌高等学校	電子キー等	(注1) ※																																																																																																																				
旭川永嶺高等学校	電子キー	※																																																																																																																				
小樽水産高等学校	自動体外式除細動器 (AED)	※																																																																																																																				
胆振総合振興局	デジタルカメラ	※																																																																																																																				
興部警察署	USBメモリ	(注2) ※																																																																																																																				
警察本部	共通乗車券																																																																																																																					
水産林務部	ドローン																																																																																																																					
議会事務局	絵画等																																																																																																																					

※ 令和4年6月14日中間報告により公表済み

【第4 公営企業会計に係る定期監査結果】

(1) 重点項目に関する事項

監査結果の項目別区分		部局名
経営の改善に係る事項		
《指摘事項》		
ア	公共下水道事業の経営については、当年度の純損失が2億7,855万411円、未処理欠損金は105億8,829万8,363円と厳しい状況にあるため、北海道下水道事業経営戦略に基づき、経営の改善を図る必要がある。	建設部
イ	流域下水道事業の経営については、当年度の純損失が1億8,571万3,676円、未処理欠損金は4億242万4,964円となったことから、北海道下水道事業経営戦略に基づき、経営の改善を図る必要がある。	
ウ	病院事業の経営については、当年度の純損失が2億789万1,982円となり、未処理欠損金は542億1,616万5,099円に増加し、依然として多額であることなど、極めて厳しい状況にあるため、北海道病院事業改革推進プランに基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。	道立病院局

(2) 不適切な会計処理等に関する事項

監査結果の項目別区分		部局名
現金及び保管有価証券に係る事項		
《指摘事項》		
	<p>緊急かつ予期しない経費として報償費を資金前渡するに当たり、銀行において、現金の出金ではなく、誤って収入証紙を購入したため、上司に報告することなく報償費の支出決定書を廃案にするとともに、収入証紙購入決定書を遡って作成し決裁を受けた。</p> <p>また、誤って購入した収入証紙の一部が使用する見込みのない金種と考え、1件、5,000円について、職員個人で還付手続を行い、個人口座に同額の還付を受けた上、別の金種の収入証紙を自ら購入し、所属の金庫に保管した。</p> <p>さらに、別途、新たに報償費の支出決定書の決裁を受けたが、支出する際に科目を誤って役務費としていた。</p>	子ども総合医療・療育センター

(3) 合规性の視点に関する事項

監査結果の項目別区分		部局名
ア	総則に係る事項	
《指導事項》		
	前渡された資金に基づく現金の支払事務については、管理者等が任命する資金前渡員が行わなければならないが、職員が立て替えた庁中常用の経費等について、資金前渡員に発令されていない者が現金を取り扱っているものがあつた。	羽幌病院
イ	収入に係る事項	
《指導事項》		
	<p>収入金について、納入義務者が、納入期限までに完納しないときは、納期限後30日以内に、督促状により、期限を指定して督促を行わなければならないが、これを行っていないものが、23件、81万5,456円あつた。</p> <p>また、納入義務者が督促状の指定納期限までに完納しないときは、文書や電話等による催告を行わなければならないが、1年以上これを行っていないものが、13件、20万9,657円あつた。</p>	緑ヶ丘病院
ウ	支出に係る事項	
《指導事項》		
(7)	<p>管理職員特別勤務手当の支給について、任命権者は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成しなければならないが、管理職員特別勤務実績簿を作成していなかった。</p> <p>また、管理職員特別勤務実績簿を作成していなかったことから、勤務の内容や支給対象とする理由等が明確にされないまま、支給しているものがあつた。</p>	羽幌病院
(4)	<p>時間外勤務手当の支給において、時間外勤務手当等整理簿の勤務時間数に集計誤りがあつたことから、過払いとなっているものが、1名分、1万6,360円、未支給となっているものが、1名分、2万2,304円あつた。</p>	江差病院

エ 契約に係る事項	
《指摘事項》	
契約の予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に規定する総務大臣の定める額以上となるときは、当該政令に定められた契約手続を行わなければならないが、物品の購入契約において、この手続を行わずに契約を締結しているものが、1件、1億6,786万9,570円あった。	子ども総合医療・療育センター
《指導事項》	
(ア) 施設整備に係る建設工事の委託契約について、契約金額では業務の執行が困難である場合は、道と受託者は、協議の上、契約金額を変更しなければならないが、これを行っていないものがあった。	建設部
(イ) 実施設計書の作成委託業務について、業務が完了したときは、受託者から実績報告書を徴し、速やかに検査員を指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、これらを行っていなかった。	
(ウ) 少額工事施工契約の見積合わせの執行において、無権代理人が提出した見積書は無効としなければならないが、有効なものとしているものがあった。 また、同契約において、有効な見積書を無効としているものがあった。	企業局
(エ) ホームページ保守管理委託契約において、受託者は、あらかじめ委託者の承諾を得た場合を除き、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任、又は請け負わせてはならないこととされているが、事前の承諾を得ずに業務の再委託が行われていた。	道立病院局
(オ) 工事契約に係る完成検査については、支出負担行為担当者が指定する検査員が行うこととされているが、その指定及び完成検査を行っていないものなどがあった。	江差病院
(カ) 請負工事に係る契約において、契約金額が70万円以上の場合には請書を徴しなければならないが、これを徴していないものがあった。	
(キ) 長期継続契約を締結するときの契約書には、各年度における予算の範囲内において給付を受けなければならないことから、解除条項を設けることとされているが、清掃委託契約等において、これを設けていなかった。	向陽ヶ丘病院
オ 財産に係る事項	
《指導事項》	
(ア) 公有財産	
a 公宅貸与の管理において、居住施設管理者は、管理公宅及び借上公宅を職員に貸与した場合は、公宅貸与簿及び借上公宅台帳に記録して管理しなければならないが、これを行っていなかった。	企業局
b 事業資産の許可において、事業資産使用許可書には、行政不服審査法に基づく審査請求期間等を記載することとされているが、これらを誤って記載しているものがあった。	企業局 羽幌病院
(イ) 物品	
破損し又は有効期限超過等により使用不能となった薬品については、薬品処分決定書により処分を決定しなければならないが、決定をせずに処分を行っていた。	江差病院

(4) 公用車による交通事故に関する事項

監査結果の項目別区分		部局名	
公用車による交通事故			
《指導事項》			
公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、計2部局で、2件、78万6,852円の支出があった。 (単位：件、円)		左表部局名のとおり	
部局名	件数		金額
緑ヶ丘病院	1		470,382
向陽ヶ丘病院	1		316,470
計	2		786,852

(別記2) 監査実施部局及び監査実施年月日

○一般会計及び特別会計

1 知事部局

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
総務部	令和4年6月20日から23日まで ほか	2	14	1	●	
北方領土対策根室地域本部	令和4年4月19日				●	
東京事務所	令和4年6月6日から8日まで			1	●	
札幌道税事務所	令和3年12月7日から9日まで	1			●	
消防学校	令和4年6月23日		1			●
原子力環境センター	令和3年11月18日及び19日	2			●	
総合政策部	令和4年6月14日から17日まで	1	1		●	
サハリン事務所	令和4年6月17日					●
環境生活部	令和4年6月21日から23日まで		2		●	
北海道博物館	令和4年2月25日				●	
女性相談援助センター	令和4年2月25日				●	
保健福祉部	令和4年6月27日から7月1日まで	3	2		●	
衛生研究所	令和4年1月18日				●	
旭川高等看護学院	令和4年7月1日					●
紋別高等看護学院	令和4年7月1日					●
江差高等看護学院	令和4年1月24日及び25日	1	1		●	
網走高等看護学院	令和3年11月11日				●	
心身障害者総合相談所	令和4年1月20日				●	
精神保健福祉センター	令和4年7月1日					●
旭川子ども総合療育センター	令和3年11月26日	1		1	●	
向陽学院	令和4年7月1日					●
大沼学園	令和4年7月1日	1				●
中央児童相談所	令和3年12月15日		1		●	
旭川児童相談所	令和4年7月1日		1			●
帯広児童相談所	令和4年7月1日					●
釧路児童相談所	令和3年12月7日	1			●	
函館児童相談所	令和4年7月1日					●
北見児童相談所	令和4年6月9日		1		●	
岩見沢児童相談所	令和4年7月1日					●
室蘭児童相談所	令和3年12月14日		2		●	
経済部	令和4年6月14日から17日まで	1	3		●	
計量検定所	令和4年6月9日				●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
札幌高等技術専門学院	令和4年6月8日		2		●	
函館高等技術専門学院	令和4年3月10日		1		●	
旭川高等技術専門学院	令和4年5月12日				●	
北見高等技術専門学院	令和4年6月9日				●	
室蘭高等技術専門学院	令和4年4月13日		1		●	
苫小牧高等技術専門学院	令和4年4月12日				●	
帯広高等技術専門学院	令和4年4月14日				●	
釧路高等技術専門学院	令和4年2月17日				●	
障害者職業能力開発校	令和4年3月8日				●	
農政部	令和4年6月13日から17日まで		2		●	
農業大学校	令和3年12月7日から9日まで	1	1		●	
水産林務部	令和4年7月5日から8日まで	4	4		●	
漁業研修所	令和4年3月9日				●	
北の森づくり専門学院	令和4年2月10日				●	
建設部	令和4年6月28日から7月1日まで	1	1		●	
出納局	令和4年7月5日及び6日	1			●	
空知総合振興局	令和4年5月10日から13日まで ほか	2	7		●	
石狩振興局	令和4年2月7日から10日まで		1		●	
後志総合振興局	令和4年4月19日から22日まで	1	4	1	●	
胆振総合振興局	令和4年2月7日から10日まで ほか	3	4		●	
日高振興局	令和4年2月15日から18日まで	2	1		●	
渡島総合振興局	令和4年5月30日から6月3日まで	2	5	1	●	
檜山振興局	令和4年1月25日から28日まで	1	2		●	
上川総合振興局	令和4年1月25日から28日まで ほか	3	3		●	
留萌振興局	令和4年3月7日から10日まで	1	2		●	
宗谷総合振興局	令和3年12月14日から17日まで	2	3		●	
オホーツク総合振興局	令和4年6月7日から10日まで ほか	6	8		●	
十勝総合振興局	令和4年4月12日から15日まで	1	3		●	
釧路総合振興局	令和4年2月15日から18日まで	2	6		●	
根室振興局	令和4年4月19日から22日まで	1	1		●	
知事部局計	62	48	91	5	51	11

2 各種委員会等事務局

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
議会事務局	令和4年7月12日から14日まで	2	1		●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
選挙管理委員会事務局	令和4年6月15日 ほか				●	
監査委員事務局	令和4年7月6日				●	
人事委員会事務局	令和4年7月5日		1		●	
労働委員会事務局	令和4年7月7日				●	
各種委員会等計	5	2	2		5	

3 教育庁

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
教育庁	令和4年6月28日から7月1日まで ほか	4	2		●	
教育研究所	令和4年3月9日				●	
特別支援教育センター	令和4年3月10日				●	
図書館	令和4年6月7日	1	1		●	
近代美術館	令和4年2月8日				●	
旭川美術館	令和4年7月1日					●
函館美術館	令和4年7月1日					●
帯広美術館	令和4年4月13日				●	
空知教育局	令和3年11月24日から26日まで	1	1		●	
夕張高等学校	令和3年11月17日				●	
岩見沢東高等学校	令和3年11月16日				●	
岩見沢西高等学校	令和3年11月26日					●
岩見沢農業高等学校	令和3年11月26日					●
美唄尚栄高等学校	令和3年11月26日					●
美唄聖華高等学校	令和3年11月26日					●
南幌高等学校	令和3年11月26日					●
長沼高等学校	令和3年11月26日					●
栗山高等学校	令和3年11月26日					●
月形高等学校	令和3年11月24日				●	
芦別高等学校	令和3年11月26日					●
滝川高等学校	令和3年11月26日					●
滝川工業高等学校	令和3年11月26日					●
砂川高等学校	令和3年11月26日					●
深川西高等学校	令和3年11月26日					●
深川東高等学校	令和3年11月26日					●
奈井江商業高等学校	令和3年11月18日	1	1		●	
新十津川農業高等学校	令和3年11月24日				●	
美唄養護学校	令和3年11月17日		1		●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
南幌養護学校	令和3年11月26日					●
雨竜高等養護学校	令和3年11月26日					●
岩見沢高等養護学校	令和3年11月18日				●	
夕張高等養護学校	令和3年11月26日					●
石狩教育局	令和4年1月18日から21日まで		3		●	
札幌東高等学校	令和4年1月21日					●
札幌西高等学校	令和4年1月21日					●
札幌南高等学校	令和4年1月21日					●
札幌北高等学校	令和4年1月21日					●
札幌月寒高等学校	令和3年11月9日				●	
札幌啓成高等学校	令和4年1月21日					●
札幌北陵高等学校	令和4年1月21日					●
札幌手稲高等学校	令和4年1月21日					●
札幌丘珠高等学校	令和3年11月9日		1		●	
札幌西陵高等学校	令和4年1月21日					●
札幌白石高等学校	令和4年1月21日					●
札幌東陵高等学校	令和4年1月21日					●
札幌南陵高等学校	令和3年11月16日	1			●	
札幌東豊高等学校	令和3年11月11日				●	
札幌厚別高等学校	令和4年1月21日		1			●
札幌真栄高等学校	令和4年1月21日					●
札幌あすかぜ高等学校	令和4年1月21日					●
札幌稲雲高等学校	令和4年1月21日					●
札幌英藍高等学校	令和3年11月10日				●	
札幌平岡高等学校	令和3年11月17日				●	
札幌白陵高等学校	令和4年1月21日	1				●
札幌国際情報高等学校	令和4年1月21日					●
札幌東商業高等学校	令和4年1月21日					●
札幌工業高等学校	令和4年1月21日					●
札幌琴似工業高等学校	令和4年1月21日	1				●
有朋高等学校	令和3年11月18日				●	
江別高等学校	令和3年11月25日				●	
野幌高等学校	令和3年11月26日				●	
大麻高等学校	令和4年1月21日					●
千歳高等学校	令和4年1月21日					●

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
千歳北陽高等学校	令和4年1月21日					●
北広島高等学校	令和4年1月21日					●
北広島西高等学校	令和4年1月21日					●
石狩翔陽高等学校	令和3年11月25日				●	
石狩南高等学校	令和3年11月26日				●	
当別高等学校	令和4年1月21日					●
恵庭南高等学校	令和4年1月21日					●
恵庭北高等学校	令和3年11月24日	1			●	
札幌視覚支援学校	令和3年11月16日				●	
札幌聾学校	令和4年1月21日					●
札幌養護学校	令和3年11月10日				●	
星置養護学校	令和4年1月21日					●
札幌伏見支援学校	令和3年11月11日				●	
真駒内養護学校	令和4年1月21日					●
手稲養護学校	令和3年11月24日				●	
拓北養護学校	令和3年11月17日				●	
札幌高等養護学校	令和4年1月21日					●
白樺高等養護学校	令和4年1月21日					●
新篠津高等養護学校	令和4年1月21日					●
札幌稲穂高等支援学校	令和4年1月21日					●
千歳高等支援学校	令和4年1月21日	1				●
札幌あいの里高等支援学校	令和3年11月18日				●	
後志教育局	令和4年1月19日から21日まで	1			●	
小樽潮陵高等学校	令和3年12月8日				●	
小樽桜陽高等学校	令和3年12月9日				●	
小樽未来創造高等学校	令和4年1月21日					●
小樽水産高等学校	令和4年1月21日	1				●
寿都高等学校	令和4年1月18日				●	
蘭越高等学校	令和4年1月21日					●
倶知安高等学校	令和4年1月21日					●
倶知安農業高等学校	令和4年1月21日					●
岩内高等学校	令和4年1月21日					●
余市紅志高等学校	令和4年1月21日					●
高等聾学校	令和4年1月21日					●
余市養護学校	令和4年1月21日					●

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
小樽高等支援学校	令和3年12月10日	1			●	
胆振教育局	令和4年1月11日から14日まで	1			●	
室蘭栄高等学校	令和4年1月14日					●
室蘭清水丘高等学校	令和4年1月14日					●
室蘭東翔高等学校	令和3年11月18日				●	
室蘭工業高等学校	令和4年1月14日					●
苫小牧東高等学校	令和4年1月14日					●
苫小牧西高等学校	令和4年1月14日					●
苫小牧南高等学校	令和4年1月14日					●
苫小牧総合経済高等学校	令和4年1月14日					●
苫小牧工業高等学校	令和4年1月14日					●
虻田高等学校	令和4年1月14日					●
白老東高等学校	令和4年1月14日					●
伊達開来高等学校	令和4年1月11日				●	
伊達緑丘高等学校	令和4年1月14日					●
登別青嶺高等学校	令和3年11月19日				●	
追分高等学校	令和4年1月14日					●
厚真高等学校	令和4年1月14日					●
鶴川高等学校	令和4年1月14日					●
穂別高等学校	令和4年1月14日					●
登別明日中等教育学校	令和3年11月19日				●	
室蘭聾学校	令和3年11月17日				●	
室蘭養護学校	令和3年11月18日				●	
伊達高等養護学校	令和4年1月14日					●
苫小牧支援学校	令和3年12月20日				●	
日高教育局	令和4年6月8日から10日まで		1		●	
平取高等学校	令和4年6月10日					●
富川高等学校	令和4年6月10日					●
静内高等学校	令和4年6月8日				●	
静内農業高等学校	令和4年6月10日					●
浦河高等学校	令和4年6月8日				●	
平取養護学校	令和4年6月10日					●
渡島教育局	令和3年12月14日から17日まで				●	
函館中部高等学校	令和3年12月17日					●
函館西高等学校	令和3年12月2日				●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
函館商業高等学校	令和3年12月14日				●	
函館工業高等学校	令和3年12月17日					●
函館水産高等学校	令和3年12月17日					●
上磯高等学校	令和3年12月17日					●
大野農業高等学校	令和3年12月17日					●
七飯高等学校	令和3年12月17日					●
松前高等学校	令和3年11月30日				●	
福島商業高等学校	令和3年12月1日				●	
南茅部高等学校	令和3年12月17日					●
森高等学校	令和3年12月17日					●
八雲高等学校	令和3年12月17日					●
長万部高等学校	令和3年12月10日				●	
函館盲学校	令和3年12月17日					●
函館聾学校	令和3年12月15日	1			●	
七飯養護学校	令和3年12月14日				●	
函館養護学校	令和3年12月17日					●
北斗高等支援学校	令和3年12月17日					●
函館高等支援学校	令和3年12月17日					●
檜山教育局	令和3年12月8日から10日まで		1		●	
江差高等学校	令和3年12月10日					●
上ノ国高等学校	令和3年12月10日					●
檜山北高等学校	令和3年12月10日					●
今金高等養護学校	令和3年12月9日				●	
上川教育局	令和4年1月18日から21日まで				●	
旭川東高等学校	令和4年1月21日					●
旭川西高等学校	令和4年1月21日					●
旭川北高等学校	令和4年1月21日					●
旭川南高等学校	令和4年1月21日					●
旭川永嶺高等学校	令和4年1月21日	1	1			●
旭川商業高等学校	令和4年1月21日					●
旭川工業高等学校	令和3年11月12日				●	
旭川農業高等学校	令和4年1月21日					●
士別翔雲高等学校	令和4年1月21日					●
名寄高等学校	令和4年1月21日					●
名寄産業高等学校	令和3年11月9日				●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
富良野高等学校	令和3年11月26日				●	
富良野緑峰高等学校	令和3年11月24日				●	
鷹栖高等学校	令和4年1月21日					●
上川高等学校	令和4年1月21日					●
東川高等学校	令和4年1月18日				●	
美瑛高等学校	令和4年1月21日					●
上富良野高等学校	令和4年1月18日				●	
下川商業高等学校	令和3年11月10日				●	
美深高等学校	令和4年1月21日					●
旭川盲学校	令和4年1月21日					●
旭川聾学校	令和4年1月21日					●
鷹栖養護学校	令和4年1月21日					●
東川養護学校	令和4年1月21日					●
旭川養護学校	令和4年1月18日				●	
美深高等養護学校	令和4年1月21日					●
旭川高等支援学校	令和4年1月18日				●	
留萌教育局	令和3年12月13日から15日まで				●	
留萌高等学校	令和3年12月15日					●
苫前商業高等学校	令和3年12月15日					●
羽幌高等学校	令和3年11月11日				●	
遠別農業高等学校	令和3年11月10日				●	
天塩高等学校	令和3年12月15日					●
小平高等養護学校	令和3年12月15日					●
宗谷教育局	令和3年11月16日から19日まで		2		●	
稚内高等学校	令和3年11月19日					●
浜頓別高等学校	令和3年11月16日				●	
枝幸高等学校	令和3年11月19日					●
豊富高等学校	令和3年11月16日		1		●	
礼文高等学校	令和3年11月19日					●
利尻高等学校	令和3年11月19日					●
稚内養護学校	令和3年11月19日					●
オホーツク教育局	令和3年12月21日から23日まで		2		●	
北見北斗高等学校	令和3年12月3日		1		●	
北見柏陽高等学校	令和3年12月1日				●	
北見緑陵高等学校	令和3年12月9日	1			●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
北見工業高等学校	令和3年12月2日				●	
網走南ヶ丘高等学校	令和3年12月23日					●
網走桂陽高等学校	令和3年12月23日					●
紋別高等学校	令和3年12月23日					●
美幌高等学校	令和3年12月23日	1				●
津別高等学校	令和3年12月8日				●	
斜里高等学校	令和3年12月21日		2		●	
清里高等学校	令和3年12月7日				●	
北見商業高等学校	令和3年12月23日					●
訓子府高等学校	令和3年12月10日				●	
置戸高等学校	令和3年12月23日					●
留辺蘂高等学校	令和3年12月23日					●
佐呂間高等学校	令和3年12月23日					●
常呂高等学校	令和3年12月23日					●
遠軽高等学校	令和3年12月23日	1				●
湧別高等学校	令和3年12月23日					●
興部高等学校	令和3年12月23日					●
雄武高等学校	令和3年12月23日					●
北見支援学校	令和3年12月23日					●
紋別養護学校	令和3年12月23日					●
紋別高等養護学校	令和3年11月9日				●	
網走養護学校	令和3年12月23日					●
十勝教育局	令和3年12月7日から10日まで				●	
帯広柏葉高等学校	令和3年12月10日					●
帯広三条高等学校	令和3年12月10日					●
帯広緑陽高等学校	令和3年11月12日				●	
帯広工業高等学校	令和3年12月10日					●
帯広農業高等学校	令和3年11月10日				●	
音更高等学校	令和3年12月10日					●
上士幌高等学校	令和3年12月10日					●
鹿追高等学校	令和3年11月11日				●	
清水高等学校	令和3年12月10日					●
芽室高等学校	令和3年12月10日					●
更別農業高等学校	令和3年12月10日					●
大樹高等学校	令和3年11月12日				●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
広尾高等学校	令和3年12月10日					●
池田高等学校	令和3年12月10日					●
本別高等学校	令和3年12月7日				●	
足寄高等学校	令和3年12月10日					●
幕別清陵高等学校	令和3年12月10日					●
帯広盲学校	令和3年12月10日					●
帯広聾学校	令和3年12月10日					●
帯広養護学校	令和3年12月10日					●
中札内高等養護学校	令和3年11月11日				●	
新得高等支援学校	令和3年11月10日				●	
釧路教育局	令和4年5月10日から13日まで		1		●	
釧路湖陵高等学校	令和4年5月13日					●
釧路江南高等学校	令和4年5月13日					●
釧路明輝高等学校	令和3年12月6日				●	
釧路商業高等学校	令和4年5月13日					●
釧路工業高等学校	令和3年12月9日				●	
釧路東高等学校	令和4年5月13日					●
厚岸翔洋高等学校	令和4年5月13日					●
標茶高等学校	令和4年5月10日		1		●	
弟子屈高等学校	令和4年5月13日					●
阿寒高等学校	令和4年5月13日					●
白糠高等学校	令和4年5月13日					●
釧路養護学校	令和3年12月8日	1			●	
釧路鶴野支援学校	令和4年5月13日					●
白糠養護学校	令和4年5月13日					●
根室教育局	令和4年5月31日から6月3日まで	3			●	
根室高等学校	令和4年5月31日		1		●	
別海高等学校	令和4年6月3日					●
中標津高等学校	令和4年5月30日				●	
標津高等学校	令和4年6月3日					●
羅臼高等学校	令和4年6月3日					●
中標津支援学校	令和4年6月3日					●
教育庁計	270	25	25		101	169

4 警察本部

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
警察本部	令和4年6月27日から30日まで	3	3		●	
中央警察署	令和4年4月27日		1		●	
東警察署	令和4年4月18日				●	
西警察署	令和4年6月30日					●
南警察署	令和4年6月30日					●
北警察署	令和4年4月28日	1			●	
白石警察署	令和4年5月30日				●	
豊平警察署	令和4年6月30日					●
厚別警察署	令和4年6月30日					●
手稲警察署	令和4年5月31日				●	
江別警察署	令和4年6月30日					●
千歳警察署	令和4年6月1日	1			●	
岩見沢警察署	令和4年6月2日	1			●	
栗山警察署	令和4年6月3日				●	
美唄警察署	令和4年6月30日					●
滝川警察署	令和4年6月30日					●
赤歌警察署	令和4年6月30日		1			●
芦別警察署	令和4年6月30日		1			●
小樽警察署	令和4年6月30日					●
余市警察署	令和4年6月30日					●
倶知安警察署	令和3年11月16日				●	
岩内警察署	令和3年11月17日				●	
伊達警察署	令和4年6月30日					●
室蘭警察署	令和4年4月21日				●	
苫小牧警察署	令和4年4月20日		1		●	
門別警察署	令和4年6月30日					●
静内警察署	令和4年6月30日					●
浦河警察署	令和4年6月30日					●
警察学校	令和4年6月30日					●
函館方面本部	令和4年5月11日から13日まで		3		●	
函館中央警察署	令和4年5月10日		2		●	
函館西警察署	令和4年4月26日				●	
森警察署	令和4年5月13日					●

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
八雲警察署	令和4年5月13日					●
木古内警察署	令和4年4月27日				●	
松前警察署	令和4年5月13日					●
江差警察署	令和4年5月13日					●
せたな警察署	令和3年11月4日及び5日				●	
寿都警察署	令和4年5月13日					●
旭川方面本部	令和4年1月19日から21日まで	2	1		●	
旭川中央警察署	令和4年1月18日				●	
旭川東警察署	令和3年11月26日				●	
士別警察署	令和3年11月30日				●	
名寄警察署	令和4年1月21日		1			●
枝幸警察署	令和3年11月25日				●	
稚内警察署	令和4年1月21日					●
富良野警察署	令和4年1月21日					●
深川警察署	令和4年1月21日					●
留萌警察署	令和4年1月21日					●
羽幌警察署	令和4年1月21日					●
天塩警察署	令和3年11月9日				●	
釧路方面本部	令和4年4月13日から15日まで ほか	1	1		●	
釧路警察署	令和4年4月12日		1		●	
厚岸警察署	令和4年3月9日				●	
弟子屈警察署	令和4年4月15日					●
根室警察署	令和4年4月15日					●
中標津警察署	令和4年3月8日				●	
池田警察署	令和4年2月16日				●	
本別警察署	令和4年4月15日					●
帯広警察署	令和4年4月11日	1	1		●	
新得警察署	令和4年2月17日				●	
広尾警察署	令和4年2月15日				●	
北見方面本部	令和4年3月9日から11日まで				●	
北見警察署	令和4年3月8日				●	
遠軽警察署	令和4年3月11日					●
網走警察署	令和4年3月11日					●
美幌警察署	令和3年11月30日				●	
斜里警察署	令和3年12月22日				●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
紋別警察署	令和4年3月11日					●
興部警察署	令和4年3月11日	1				●
警察本部計	70	11	17		36	34
一般会計及び特別会計の計 407		86	135	5	193	214

○公営企業会計

1 建設部

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
建設部	令和4年6月28日及び29日 まで ほか	2	2		●	
建設部計	1	2	2		1	

2 企業局

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
企業局	令和4年6月14日から16日 まで ほか		3		●	
企業局計	1		3		1	

3 道立病院局

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
道立病院局	令和4年6月14日から16日 まで	1	1		●	
江差病院	令和4年5月18日から20日 まで		4		●	
羽幌病院	令和4年5月18日から20日 まで		3		●	
緑ヶ丘病院	令和4年5月11日から13日 まで		2		●	
向陽ヶ丘病院	令和4年5月11日から13日 まで		2		●	
子ども総合医療・療育センター	令和4年6月7日から9日 まで	2			●	
道立病院局計	6	3	12		6	

公営企業会計の計	8	5	17		8	
----------	---	---	----	--	---	--

定期監査結果の計	415	91	152	5	201	214
----------	-----	----	-----	---	-----	-----

(注) 表中では、建設部に対して実施した「一般会計及び特別会計」と「公営企業会計」の実地監査をそれぞれ計上している。部局実数は監査実施414部局、うち実地監査部局は200部局である。